

宮崎市 地域防災計画

津波災害対策編

**令和4年6月
宮崎市防災会議**

目 次

第3編 津波災害対策編

第1章 総 則		
第1節 計画の目的		
第2節 計画の方針・構成	第1項 計画の方針	津波-1
	第2項 計画の構成	津波-5
	第3項 計画の修正	津波-6
	第4項 計画の周知	津波-6
第3節 防災関係機関の実施 責任と処理すべき業 務の大綱	第1項 実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱	津波-7
	第2項 住民の責務	津波-20
	第3項 自主防災組織の責務	津波-20
	第4項 企業防災の促進	津波-20
第4節 防災をめぐる社会構 造の変化と対応	第1項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の 推進	津波-21
	第2項 災害及び社会構造の変化と対応	津波-21
第5節 市の概況と災害想定	第1項 市の概況	津波-22
	第2項 災害の想定	津波-25
第2章 災害予防計画		
第1節 都市防災構造の強化	第1項 土地利用計画	津波-31
	第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画	津波-32
	第3項 公園・緑地整備計画	津波-32
第2節 海岸・河川等の整備 と管理	第1項 河川対策	津波-33
	第2項 海岸の整備	津波-34
第3節 道路等交通関係施設 の整備と管理	第1項 道路施設等の点検・整備計画	津波-35
第4節 ライフライン施設の 機能確保	第1項 上水道、下水道施設災害予防計画	津波-36
	第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画	津波-36
第5節 情報の収集・連絡体 制の整備	第1項 無線通信施設整備計画	津波-37
	第2項 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）等 整備計画	津波-37
	第3項 各種防災情報システムの整備等	津波-37
	第4項 広報、広聴体制の確立	津波-38
	第5項 津波監視体制の整備	津波-38
第6節 活動体制の整備	第1項 宮崎市防災会議運用計画	津波-39
	第2項 宮崎市災害対策本部組織計画	津波-39
	第3項 初動体制確立への備え	津波-39
	第4項 広域応援体制等の整備・充実	津波-39
	第5項 航空消防防災体制の整備	津波-40
	第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	津波-40
第7節 避難収容体制の整備	第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定	津波-41
	第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の 指定・整備	津波-41
	第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び 解除	津波-44
	第4項 避難誘導体制の整備	津波-44
	第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等 の広報と周知	津波-44
	第6項 指定避難所の開設運営体制の整備	津波-44

	第 7 項 応急仮設住宅の供用体制の整備	津波-44
第 8 節 要配慮者等安全確保体制の整備	第 1 項 社会福祉施設、医療機関等の対策	津波-45
	第 2 項 在宅の要配慮者対策	津波-45
	第 3 項 避難行動要支援者対策	津波-45
	第 4 項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	津波-46
第 9 節 救急・救助及び消防活動体制の整備	第 1 項 消防活動困難地区等の火災予防対策	津波-47
	第 2 項 防火管理体制の強化対策	津波-47
	第 3 項 予防指導・査察計画	津波-47
	第 4 項 消防力・消防施設等の整備強化対策	津波-47
	第 5 項 救急・救助体制の整備	津波-47
第 10 節 医療救護体制の整備	第 1 項 災害時医療体制の整備	津波-48
	第 2 項 医療施設・設備の整備	津波-48
	第 3 項 医薬品等の確保	津波-48
第 11 節 緊急輸送体制の整備	第 1 項 緊急輸送道路の整備	津波-49
	第 2 項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	津波-49
	第 3 項 緊急輸送体制の確保	津波-49
第 12 節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備	第 1 項 給水体制の整備	津波-50
	第 2 項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	津波-50
	第 3 項 資機材等の供給体制の整備	津波-50
第 13 節 防災知識の普及	第 1 項 防災知識普及計画	津波-51
	第 2 項 職員に対する防災知識普及	津波-52
	第 3 項 住民に対する防災知識普及	津波-52
第 14 節 自主防災組織等の育成強化	第 1 項 自主防災組織の活動促進・支援	津波-53
	第 2 項 自主防災組織の育成計画	津波-53
	第 3 項 企業等における防災活動の推進	津波-53
	第 4 項 地区防災計画の策定	津波-53
第 15 節 防災関係機関の防災訓練の実施	第 1 項 総合防災訓練・市民参加型訓練	津波-54
	第 2 項 各種防災訓練計画	津波-54
	第 3 項 防災訓練の検証	津波-55
第 16 節 ボランティアの環境整備	第 1 項 活動支援体制の整備	津波-56
	第 2 項 ボランティアの養成・登録	津波-56
第 17 節 津波災害に関する調査・研究等の推進	第 1 項 調査・研究の推進	津波-57
	第 2 項 調査・研究項目	津波-57
	第 3 項 災害教訓の伝承	津波-57
	第 4 項 各種データの保存・整備	津波-57

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制の確立	第 1 項 災害対策組織計画	津波-58
	第 2 項 職員配備計画	津波-81
	第 3 項 地震・津波時の初動体制・活動	津波-85
第 2 節 水防計画	第 1 項 水防計画	津波-89
第 3 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	第 1 項 災害情報の収集・伝達	津波-90
	第 2 項 被害状況の調査・伝達	津波-99
	第 3 項 被害情報の報告	津波-99
	第 4 項 通信手段の確保	津波-99
第 4 節 災害広報活動	第 1 項 住民に対する広報活動	津波-100
	第 2 項 報道機関に対する広報要請	津波-100
第 5 節 応援要請・受入れ	第 1 項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	津波-101
	第 2 項 県・市町村間の応援要請・受入れ	津波-101
	第 3 項 他市町村への応援の実施	津波-101
	第 4 項 協定に基づく応援派遣要請	津波-101
	第 5 項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	津波-102

	第 6 項 防災救急ヘリコプターの応援要請	津波-102
	第 7 項 緊急消防援助隊等の応援要請	津波-102
第 6 節 避難収容活動	第 1 項 避難に関する情報の伝達	津波-103
	第 2 項 警戒区域の設定	津波-103
	第 3 項 避難誘導の実施	津波-104
	第 4 項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営	津波-104
	第 5 項 要配慮者への配慮	津波-104
第 7 節 救助・救急及び消火活動	第 1 項 救助・救急活動	津波-105
	第 2 項 消防計画	津波-105
第 8 節 医療救護活動	第 1 項 医療体制	津波-106
	第 2 項 搬送体制の確保	津波-106
	第 3 項 医療情報の確保	津波-106
	第 4 項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策	津波-106
第 9 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第 1 項 交通規制の実施	津波-107
	第 2 項 緊急輸送道路の確保	津波-107
	第 3 項 緊急輸送	津波-107
	第 4 項 車両等の確保	津波-107
	第 5 項 航空輸送・ヘリポートの開設	津波-107
	第 6 項 鉄道輸送	津波-108
	第 7 項 海上輸送	津波-108
第 10 節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第 1 項 食糧供給計画	津波-109
	第 2 項 給水計画	津波-109
	第 3 項 生活必需品等供給対策	津波-109
第 11 節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動	第 1 項 防疫・保健衛生対策	津波-110
	第 2 項 衛生対策	津波-110
	第 3 項 被災動物対策	津波-110
	第 4 項 し尿、ごみ、がれきの処理対策	津波-110
	第 5 項 障害物除去対策	津波-111
	第 6 項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	津波-111
第 12 節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	第 1 項 行方不明者の捜索	津波-112
	第 2 項 遺体収容所の開設と運営	津波-112
	第 3 項 遺体の火葬・埋葬	津波-112
第 13 節 応急住宅対策	第 1 項 被災建築物等の危険度判定	津波-113
	第 2 項 住宅の応急修理	津波-113
	第 3 項 応急仮設住宅の建設	津波-113
	第 4 項 公的住宅等の空き家の活用	津波-113
	第 5 項 広域避難及び広域一時滞在	津波-113
第 14 節 社会秩序の維持	第 1 項 公安警備計画	津波-114
	第 2 項 帰宅困難者対策	津波-114
第 15 節 被災者のニーズ把握と情報提供	第 1 項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	津波-115
	第 2 項 相談窓口の設置	津波-115
	第 3 項 安否情報の収集・提供	津波-115
第 16 節 自発的支援の受入れ	第 1 項 ボランティア活動の受入れ	津波-116
	第 2 項 義援物資・義援金の受入れ	津波-116
第 17 節 公共施設等の応急復旧活動	第 1 項 道路・橋梁	津波-117
	第 2 項 河川・内排水施設	津波-117
	第 3 項 その他の公共施設	津波-117
	第 4 項 二次災害の防止	津波-117
第 18 節 ライフライン施設の応急復旧活動	第 1 項 上水道施設災害対策	津波-118
	第 2 項 下水道施設災害対策	津波-118

	第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策	津波-118
第19節 文教対策	第1項 応急教育	津波-119
	第2項 応急保育	津波-119
	第3項 文化財応急対策	津波-119
第20節 農林水産災害応急対策	第1項 事前及び事後対策	津波-120
	第2項 農業用施設等応急対策	津波-120
	第3項 農産物対策	津波-120
	第4項 畜産対策	津波-120
	第5節 林産物対策	津波-120
	第6節 水産対策	津波-120
第21節 災害救助法の適用	第1項 災害救助法の適用	津波-121
	第2項 減失世帯の算定	津波-121
	第3項 災害救助法の適用手続き	津波-121
	第4項 災害救助法による救助の内容等	津波-121
	第5節 救助業務の実施者	津波-121
第4章 災害復旧・復興計画		
第1節 災害復旧対策本部の設置	第1項 災害復旧対策本部組織計画	津波-122
	第2項 職員配備計画	津波-122
第2節 復旧・復興の基本的方向	第1項 復旧・復興の基本的方向	津波-123
	第2項 被災の程度に応じた基本的方向	津波-123
第3節 迅速な現状復旧の進め方	第1項 公共施設災害復旧事業計画	津波-124
	第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	津波-124
	第3項 激甚災害の指定	津波-124
第4節 計画的復興の進め方	第1項 災害復興方針・計画の策定	津波-125
	第2項 災害復興事業の実施	津波-125
第5節 被災者の生活再建等の支援	第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	津波-126
	第2項 罹災証明書の発行	津波-126
	第3項 生活確保資金の融資等	津波-126
	第4項 税対策等による被災者の負担の軽減	津波-126
	第5項 雇用の確保	津波-126
	第6項 災害復興基金の設立	津波-126
第6節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	第1項 中小企業等の復興支援	津波-127
	第2項 農林水産漁業の復興支援	津波-127

第1章 総 則

第1節 計画の目的

宮崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宮崎市防災会議が作成する計画であって、宮崎市、宮崎県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、地域における災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この計画において掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。その他の用語については、災害対策基本法の例に準ずる。

■用語の定義

市	宮崎市をいう。
県	宮崎県をいう。
指定行政機関	基本法第2条第3号で定める指定行政機関をいう。
指定地方行政機関	基本法第2条第4号で定める指定地方行政機関をいう。
指定公共機関	基本法第2条第5号で定める指定公共機関をいう。
指定地方公共機関	基本法第2条第6号で定める指定地方公共機関をいう。
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
市地域防災計画	災害対策基本法第42条に基づき宮崎市防災会議が作成した宮崎市地域防災計画をいう。
県地域防災計画	災害対策基本法第40条に基づき宮崎県防災会議が作成した宮崎県地域防災計画をいう。
県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
市災対本部	災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎市災害対策本部をいう。
本部長	宮崎市災害対策本部長をいう。
県災対本部	災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎県災害対策本部をいう。
県地方支部	県地域防災計画に基づき地方に設置する宮崎県災害対策本部地方支部をいう。
県地方支部長	宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。
消防局	宮崎市消防局をいう。
消防団	宮崎市消防団をいう。

第2節 計画の方針・構成

第1項 計画の方針

1. 計画の方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、被害を最小限に抑える減災の考え方に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立並びに推進に当たっては、次の方針を基本とする。

① 防災活動拠点と防災活動体制の支援強化の整備

住民が防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上の拠点となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。

② 指定緊急避難場所等の指定、避難誘導と収容体制の整備

公民館、小学校、中学校、公園空き地等の指定緊急避難場所及び指定避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制の検討並びに整備体制の充実を図る。

③ 要配慮者対策

介護支援が必要な高齢者、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等）、難病患者、傷病者、乳幼児、妊娠婦、小学生、日本語が不自由な外国人等の防災面や災害発生時に特別な配慮が必要な者（以下、「要配慮者」という。）の的確な把握や災害時の救急・救助体制、指定緊急避難場所等の周知及び誘導等、地域ぐるみで要配慮者に対する防災体制の確立を図る。

④ 防災意識の高揚と自主防災活動の推進

住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、地域住民における防災意識の高揚を図り、防災訓練や自発的な防災活動への参加を促す。

⑤ 防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報

防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を確立する。また、市内の災害危険箇所の把握に努め、地域住民のおかれた環境を周知する。

⑥ 各種防災減災対策の推進

災害から被害を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災・減災対策事業を推進する。

⑦ 防災関係機関相互の協力活動体制の整備

防災活動を的確かつ円滑に実施するため、関係機関との緊密な連携を図る。

⑧ 施設や設備の整備及び物資の備蓄、調達並びに輸送体制の確立

災害が発生し又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図る。また、物資の緊急輸送体制を確立する。

2. 計画の前提

各種の防災対策は、「第五次宮崎市総合計画」（計画期間：平成30年度（2018年度）から10年間）に基づき、展開する。

■宮崎市の基本構想

【将来の都市像】未来を創造する太陽都市「みやざき」

【まちづくりの基本姿勢】地域に愛着をもち、新たな価値を共に創る

基本目標1 良好的な生活機能が確保されている都市

基本目標2 良好的な地域社会が形成されている都市

基本目標3 良好的な就業環境が確保されている都市

基本目標4 魅力ある価値が創出されている都市

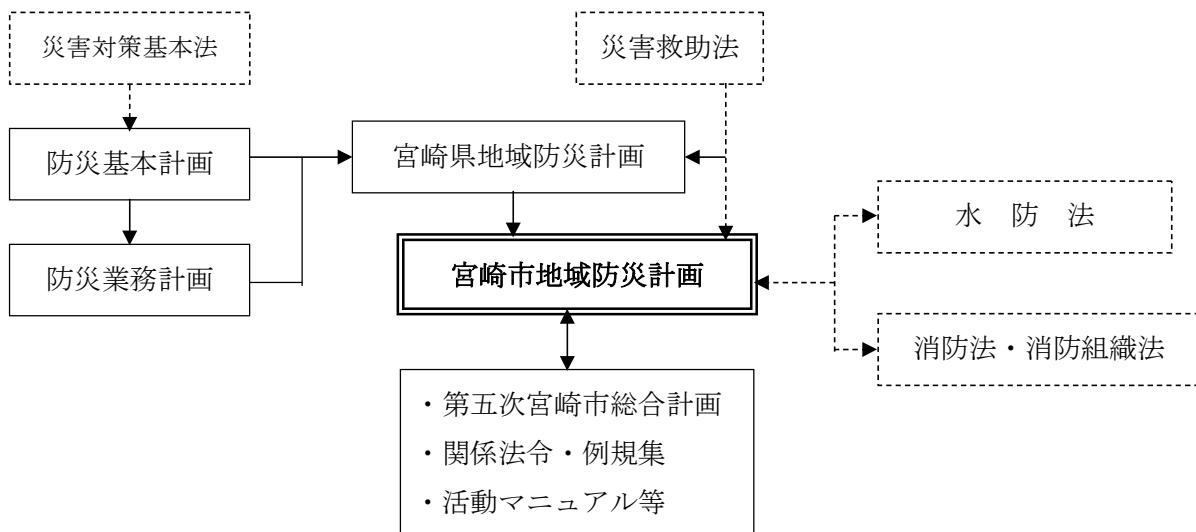
基本目標5 地域特性に合った社会基盤が確保されている都市

3. 他の計画との関係

（1）他の計画との関係

この計画は、基本法第39条に掲げる防災業務計画及び同法第40条に掲げる県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「宮崎市水防計画」と十分な調整を図る。

なお、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、「第五次宮崎市総合計画」に矛盾するとのないよう検討を行う。



（2）宮崎県地域防災計画との関係

この計画は、宮崎県地域防災計画に矛盾、抵触することがないよう策定する。しかし、地域の特性や市及び住民の自衛のための役割を踏まえた点で、市独自の計画としての性格を有する。

(3) 消防計画との関係

この計画は、基本法に基づき、市域に係る災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定される基本的かつ総合的計画であり、防災に関する第一次的な計画である。

これに対して、消防計画は、消防組織法に基づき策定されるもので、火災・水災・地震等の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

それぞれの規定するところは、ある部分では重複しているが、基本的には互いに相反することのないよう定めている。

(4) 災害対策に関する通達等との関係

国から災害対策に関する通達等が出され、災害対策の推進が求められている。災害対策は、市域の社会的条件によって変化するものであり、これらの通達等の方針のもと、地域防災計画を継続的に推進する。

■ 第2項 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

■ 宮崎市地域防災計画の構成

〈編構成〉

第1編 風水害対策編
第2編 地震災害対策編
第3編 津波災害対策編

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

南海トラフ地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めている。

- 第1章 総則
- 第2章 災害対策組織の設置等
- 第3章 地震発生時の応急対策等
- 第4章 津波の防護及び避難対策計画
- 第5章 避難対策
- 第6章 時間差発生等（南海トラフ地震臨時情報発表時）における円滑な避難の確保等
- 第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 第8章 防災訓練計画
- 第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
- 第10章 地震・津波減災計画

第5編 その他の災害対策編

海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物災害、林野火災、中高層建築物災害、不発弾処理、火山災害、原子力災害に関する応急対策について計画を定めている。

〈各編の基本的な章構成〉

第1章 総則

計画の基本方針、市や関係機関の事務・業務、住民等の責務を定めるとともに、計画の前提とする災害想定を示している。

第2章 災害予防計画

災害に強いまちづくり、災害応急活動の各種体制の整備、市民による防災活動等の推進など被害を最小限にするための予防対策について計画を定めている。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、その発生又は拡大を防止するため、組織体制、情報収集・連絡、応援要請・受入れ、避難収容、救急救助、医療救護、緊急輸送等、食糧等の調達供給など応急対策について計画を定めている。

第4章 災害復旧・復興計画

災害の復旧・復興にあたっての基本的方向や進め方、被災者の生活再建及び被災中小企業等の経済復興のための各種支援措置など復旧・復興対策について計画を定めている。

■ 第3項 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

■ 第4項 計画の周知

この計画は、市職員及び関係行政機関、関係機関・団体その他防災に関する重要な施設管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底する。

第3節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

■ 第1項 実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なもの、間接的なものであるかは問わず、一体となって災害の防止に配慮しなければならない。

市、県、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1. 宮崎市

市は、市の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災対策活動を実施する。

(災害予防)

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 宮崎市災害対策本部等防災対策組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災に関する教育・訓練
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整
- (6) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- (7) 生活必需品、応急食糧等の備蓄
- (8) 給水体制の整備
- (9) 本市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- (10) 災害危険区域の把握
- (11) 各種災害予防事業の推進
- (12) 防災知識の普及

(災害応急対策)

- (13) 水防、消防等応急対策
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設
- (16) 災害時における文教、保健衛生
- (17) 災害広報
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護
- (19) 復旧資機材の確保
- (20) 災害対策要員の確保・動員
- (21) 災害時における交通、輸送の確保
- (22) 防災関係機関が実施する災害対策の調整
- (23) 地域安全対策
- (24) 災害廃棄物の処理

(災害復旧)

- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産施設等の新設、改良及び災害復旧
- (26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付
- (27) 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置
- (28) 義援金品の受領、配分

2. 宮崎県

宮崎県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関すること
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (7) 食糧、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- (11) 防災知識の普及に関すること

(災害応急対策)

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
- (15) 災害救助法の適用に関すること
- (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に
関すること
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
- (21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
- (23) 地域安全対策に関すること

(24) 災害廃棄物の処理に関すること

(災害復旧)

(25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関するこ

(26) 物価の安定に関するこ

(27) 義援金品の受領、配分に関するこ

(28) 災害復旧資材の確保に関するこ

(29) 災害融資等に関するこ

3. 宮崎県警察本部

(災害予防)

(1) 災害警備計画に関するこ

(2) 通信確保に関するこ

(3) 関係機関との連絡協調に関するこ

(4) 災害装備資機材の整備に関するこ

(5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関するこ

(6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関するこ

(7) 防災知識の普及に関するこ

(災害応急対策)

(8) 災害情報の収集及び伝達に関するこ

(9) 被害実態の把握に関するこ

(10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関するこ

(11) 行方不明者の調査に関するこ

(12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関するこ

(13) 不法事案等の予防及び取り締りに関するこ

(14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関するこ

(15) 避難路及び緊急交通路の確保に関するこ

(16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関するこ

(17) 広報活動に関するこ

(18) 死体の調査・検視に関するこ

4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

1 九州管区警察局

(災害予防)

(1) 警備計画等の指導に関するこ

(災害応急対策)

- (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること
- (4) 他の管区警察局との連携に関すること
- (5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
- (7) 警察通信の運用に関すること
- (8) 津波予報の伝達に関すること

[宮崎県情報通信部]

(災害応急対策)

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること
- (2) 他の県情報通信部との連携に関すること
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
- (4) 警察通信運用に関すること

2 九州財務局宮崎財務事務所

(災害応急対策)

- (1) 災害時における金融措置に関すること
- (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること
- (災害復旧)
 - (3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること
 - (4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること

3 九州厚生局

(災害応急対策)

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること
- (2) 関係職員の現地派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

4 九州農政局

(災害予防)

- (1) 米穀の備蓄に関すること
- (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること
- (災害応急対策)
 - (4) 農業関係被害の調査・報告に関すること
 - (5) 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること
 - (6) 応急用食糧の調達・供給に関すること
 - (7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること

(災害復旧)

- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること
- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること
- (11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること
- (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること
- (13) 技術者の緊急派遣等に関すること

5 九州森林管理局（宮崎森林管理署）

(災害予防)

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること
- (2) 林野火災予防体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (3) 林野火災対策の実施に関すること
- (4) 災害対策用材の供給に関すること

(災害復旧)

- (5) 復旧対策用材の供給に関すること

6 九州経済産業局

(災害予防)

- (1) 地盤沈下の防止に関すること
- (2) 各取り扱い業者に対する予防体制確立の指導等に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
- (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること

(災害復旧)

- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること

7 九州産業保安監督部

(災害予防)

- (1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関すること
- (2) 各取り扱い事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること
- (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関すること
- (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと

(災害応急対策)

- (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関すること
- (6) 鉱山における応急対策の監督指導に関すること

8 九州運輸局（宮崎運輸支局）

(災害予防)

- (1) 交通施設及び設備の整備に関すること
- (2) 宿泊施設等の防災設備に関すること

(災害応急対策)

- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること
- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること
- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること
- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること
- (7) 緊急輸送命令に関すること

9 大阪航空局（宮崎空港事務所）

(災害予防)

- (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること
- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

10 宮崎海上保安部

(災害予防)

- (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
- (2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること

(災害応急対策)

- (3) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- (4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関すること
- (5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- (6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること
- (7) 海上における不法事案等の予防及び取り締まりに関すること

11 宮崎地方気象台

(災害予防)

- (1) 防災気象知識の普及及び指導に関すること
- (2) 気象災害防止のための統計調査に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報発表及び通報に関すること
- (4) 地震情報の発表及び通報に関すること
- (5) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること

12 九州総合通信局

(災害予防)

- (1) 非常通信体制の整備に関すること
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害時における電気通信の確保に関すること
- (4) 非常通信の統制、管理に関すること
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること

13 宮崎労働局

(災害予防)

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関するこ

(災害補償対策)

- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関するこ

(災害応急対策)

- (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関するこ
- (5) 復旧工事における労働災害の防止に関するこ

14 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む。）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる。

(災害予防)

- (1) 気象観測通報についての協力に関するこ
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関するこ
- (3) 災害危険区域の選定又は指導に関するこ
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関するこ
- (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関するこ
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関するこ
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関するこ
- (8) 港湾施設の整備と防災管理に関するこ

(災害応急対策)

- (9) 洪水予報の発表及び伝達に関するこ
- (10) 水防活動の指導に関するこ
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関するこ
- (12) 災害広報に関するこ
- (13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関するこ

- (14)緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- (15)海上の流出油に対する防除措置に関すること
- (災害復旧)
 - (16)被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
 - (17)港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること
- (その他)
 - (18)国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

15 自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊）

- (災害予防)
 - (1)災害派遣計画の作成に関すること
 - (2)地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- (災害応急対策)
 - (3)災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力援助する。

【指定公共機関】

1 日本郵便株式会社（宮崎中央郵便局及び県内郵便局）

- (災害応急対策)
 - (1)災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - (2)災害時における郵便事業運営の確保
 - (3)災害時における郵便局窓口業務の確保

2 九州旅客鉄道株式会社

- (災害予防)
 - (1)鉄道施設の防火管理に関すること
 - (2)輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
 - (3)災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- (災害応急対策)
 - (4)災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
 - (5)災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- (災害復旧)
 - (6)被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

3 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（宮崎支店）、KDDI株式会社

(災害予防)

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関するこ
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関するこ

(災害応急対策)

- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関するこ
- (4) 災害時における重要通信に関するこ
- (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関するこ

4 日本銀行（宮崎事務所）

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関するこ

5 日本赤十字社（宮崎県支部）

(災害予防)

- (1) 災害医療体制の整備に関するこ
- (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関するこ

(災害応急対策)

- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関するこ
- (4) 指定避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関するこ

6 日本放送協会（宮崎放送局）

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関するこ
- (2) 災害時における放送の確保対策に関するこ

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関するこ
- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関するこ
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関するこ
- (6) 災害時における広報に関するこ

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関するこ

7 西日本高速道路株式会社（九州支社宮崎高速道路事務所）

(災害予防)

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関するこ

(災害応急対策)

- (2) 管理道路の疎通の確保に関するこ

(災害復旧)

- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関するこ

8 日本通運株式会社（宮崎支店）

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

(災害復旧)

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

9 九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社

(災害予防)

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること

(災害復旧)

- (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

【指定地方公共機関】

1 宮崎交通株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保

- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

2 宮崎ガス株式会社

(災害予防)

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること

- (2) 導管の耐震化の確保に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること

(災害復旧)

- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

3 宮崎日日新聞社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること

- (2) 災害時における報道の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の報道周知に関すること

- (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

- (5) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

4 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

(災害復旧)

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

5 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること

- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること

- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関すること

- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

- (6) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

6 宮崎市郡医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医療救護、助産の実施

- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること

7 宮崎県歯科医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における歯科医療の実施

- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施

8 宮崎県薬剤師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給

9 宮崎県看護協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における指定避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施

10 宮崎県LPGガス協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保

11 日豊汽船株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者等の船舶による輸送の確保

12 宮崎県管工事協同組合連合会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における水道管復旧工事の施工

13 宮崎県警備業協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における道路交通整理の補助

14 一般社団法人宮崎県建設業協会

- (1) 災害時における応急対策

15 宮崎ケーブルテレビ株式会社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
 - (2) 災害時における放送の確保対策に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
 - (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関すること
 - (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - (6) 災害時における広報に関すること
- (災害復旧)
- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

6. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市地域防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実情に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施する。

また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

【公共的団体】

1 宮崎社会福祉協議会

- (1) 市が行う応急対策への協力
- (2) 災害ボランティア及びコーディネーターの養成・登録

2 宮崎商工会議所

- (1) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

3 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金融資

4 宮崎サンシャインFM

- (1) 市が行う災害広報活動への協力
- (2) 市民の生活関連情報の収集、報道

5 宮崎中央農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- (4) 被災農家に対する融資斡旋

6 宮崎漁業協同組合、橿浜漁業協同組合、宮崎市漁業協同組合、一ツ瀬漁業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

7 宮崎中央森林組合

- (1) 市が行う被災状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

8 みやざき農業共済組合

- (1) 市が行う被災状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導

【防災上重要な施設の管理者等】**1 病院等医療施設の管理者**

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

2 社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

3 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

4 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (1) 安全管理の徹底、防護施設の整備

■ 第2項 住民の責務

基本法（基本法第7条第2項）には、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。」と定められている。

住民は、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するよう努める。

- ア 食糧、飲料水等の備蓄及び家屋の安全対策
- イ 出火防止、初期消火活動への協力
- ウ 避難、給食等に際しての隣保協力
- エ 被災者の救出、救護活動への協力
- オ その他必要な災害応急対策業務への協力

■ 第3項 自主防災組織の責務

自主防災組織は、自ら積極的に防災訓練等を行うとともに、災害が発生した場合は組織としての自主的な活動を行うほか、市又は防災関係機関が行う応急対策業務に積極的に協力する。

- ア 防災訓練の実施等平常時における各種災害に関する予防活動
- イ 被災者の救出、救護等に必要な資機材等の整備
- ウ 出火防止及び初期消火活動
- エ 被災者の救出、救護活動
- オ 地域における被害情報等の収集、伝達
- カ 避難施設運営業務等、市又は防災関係機関の応急対策活動への協力
- キ その他災害時において、特に本部長等から要請のあった応急対策活動

■ 第4項 企業防災の促進

企業は、災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努める。

第4節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

■ 第1項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、関係機関及び民間が実施する災害要因の研究、他地域の災害及び災害対策の研究、被害想定及び防災体制等に関する資料等の取得に努め、継続的な調査研究を実施する。

■ 第2項 災害及び社会構造の変化と対応

近年、都市化、中山間地域の過疎化、高齢化、国際化、高度情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

市は、県や防災関係機関と連携し、これらの変化に十分配慮した防災活動を推進することが求められ、十分な対応を図る。

また、社会構造等の変化に伴う災害の質的変化などに的確に対応し、的確な防災活動を推進するため、市地域防災計画については機を失すことなく必要な修正を行う。

第5節 市の概況と災害想定

■ 第1項 市の概況

1. 地勢

(1) 位置及び面積

本市は、宮崎県のほぼ中央に位置し、東は風光明媚な砂浜と波状岩の海岸線であり、西は小林市・都城市・三股町、南は日南市、北は新富町・西都市・国富町・綾町とそれぞれ接している。

また、東西に約29km、南北に約38kmの市域を有し、市域の総面積は643.67km²である。

■ 位置及び面積

北緯	31° 43' 16" ~ 32° 03' 57"
東経	131° 11' 21" ~ 131° 30' 21"
面積	643.67 km ²
東西	29.9 km
南北	38.3 km
海岸線	47.124 km

(2) 地勢

市の北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鰐塚山系、双石山系で占められる。市内の北端には一つ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが西から東に貫流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいる。

東部の海岸線は、延長は約47kmにおよび、間に宮崎、青島、内海、野島などの港湾・漁港を形成している。

北、西、南に連なる丘陵は第三紀層からなり、中央に広がる宮崎平野は沖積層からなる。

資料編/5.資料等/【市概況】河川一覧

2. 地形・地質

(1) 山地・斜面

市南部の山地は、双石山脈に属する。この山地は、第三紀層によって構成され、砂岩泥岩互層、砂岩、砂岩が優勢な互層、泥岩が優勢な互層からなる。砂岩泥岩互層は、市南東部に分布し、厚さ10cm以下の砂岩と泥岩の規則的な互層で、海岸部では波蝕棚を形成している。

また、顕著なケスタ地形を形成している他、段丘の基盤を構成する。ケスタ地形のバックスロープ側には、多くの地すべり地形がみられる。

(2) 崖錐

山地内や斜面上部からもたらされた土砂が、山地の斜面下部に堆積してできた斜面地形で、円錐形を成す。市南部の斜面下部に多く分布する。

(3) シラス台地

約2万年前に鹿児島湾の姶良火山より噴出した火碎流堆積物である。大淀川沿いに分布する他、大淀川と清武川にかけての谷沿いにも分布する。

(4) 段丘

河川の作用によって形成された河岸段丘は、礫によって構成されており、大淀川、清武川、加江田川沿いに分布する。海の作用によって形成された海岸段丘は、大淀川河口部両岸に分布しており、砂層からなる。一部、段丘崖が不明瞭な部分がある。

(5) 自然堤防

自然堤防は、河川沿いに砂が堆積してできた帶状の微高地である。本市では、大淀川、清武川、加江田川の流路沿いに帶状に分布する。

(6) 谷底平野・氾濫平野

谷底平野は、山地・丘陵地あるいは台地、段丘を刻む川が、土砂を堆積してできた平坦な土地で、主として砂、シルト、泥からなる。本市では、大淀川、清武川、加江田川及び支流沿いに分布する。

氾濫平野は、河川の堆積作用によって形成された広く開けた土地で、砂、シルト、泥からなる。本市では、大淀川、清武川、加江田川の下流部に分布する。

(7) 後背湿地

沼沢性起源の低湿地で、粘土や泥炭質の堆積物からなる。本市では、清武川下流部付近、新別府川下流付近、櫛地区、阿波岐原町、新別府町付近の砂丘間低地に分布する。

(8) 旧河道

過去の河川流路の跡で、周囲の低地より低い低湿地である。主に粘土や泥炭質の堆積物からなる。本市では、新別府川、八重川下流に分布する。

3. 断層・地盤

(1) 断層

本市周辺の活断層の多くは、日向灘の海底に多く分布する。これらの断層は、南海トラフに沿った断層で活動度は高い。本市に最も近い陸上の活断層は、田野町石久保～上倉谷にあるが、活動度は低く、近い将来に宮崎市に影響を及ぼすものではない。

(2) 地盤

市の地盤は、山地は第三紀の砂岩・泥岩及びその互層、段丘は礫・砂・シラス、沖積低地は砂・シルト・泥から構成される。

1) 砂岩・泥岩の地盤

砂岩・泥岩及びこれらの互層は、山地及び段丘、低地の基盤岩を構成し、N値は50以上で最も固結度の高い地盤である。

2) 磯・砂・シラスの地盤（段丘）

主に段丘を構成するもので、礫、シラスによるものは、大淀川等の河川沿いに狭小に分布している。平坦地で透水性が良いため、宅地や畑に利用され、地盤は比較的安定している。

シラスは、約2万年前の姶良火山の火碎流堆積物で、雨などによる浸食に弱く崩壊が発生しやすい地盤である。

砂の地盤は、市の中心部に広く分布する。N値は10～20である。

3) 砂の地盤

砂の地盤は、河川の作用によって堆積した自然堤防を構成するものと、風によって運ばれて堆積した砂丘を構成するものに区分できる。いずれも地下水位が高い場合は、地震の震動や液状化に対して弱い地盤である。

4) 砂～シルトの地盤

谷底平野を構成するもので、大淀川等の支流沿いの山間地に分布する。地盤は比較的軟弱である。

5) シルト～泥の地盤

氾濫平野を構成するもので、大淀川や清武川の下流部に広く分布する。N値は5以下で非常に軟弱な地盤である。

■ N値

○土の硬軟、締まりぐあいを知るため、最も一般的に用いられている値。	N値	密度
○重量63.5kgのハンマを75cm自由落下させ、貫入試験器を30cm打ち込むのに要する打撃数をN値といい、この値と土の密度との関係は右表に示すとおりである。	0～4	非常に緩い
	4～10	緩い
	10～30	中立
	30～50	密
	50～	非常に密

4. 気象

(1) 気候の概況

本市は、日本では最も温暖な地域であり、年平均気温は17.7°C（2004～2013年）に達している。そのうえ、海水の影響で寒暖の差が比較的小さいため、生活しやすい地域である。

一方、降水量の平年値は、年間2,584mm（2004～2013年）で、平野部では最も降水の多い地域となっている。この降水は、4月から9月までの半年間に約7割以上が降っており、特に6、7月の梅雨期に集中している。また、これに次いで、8、9月が多いが、これは台風や雷雨などによる雨である。なお、大淀川上流の山地では、年間3,000mm以上の降水があるため、大雨時には河川の氾濫が懸念される。

梅雨の最盛時は、6月下旬から7月下旬にかけてであり、しばしば集中豪雨にみまわれる。しかし、北太平洋高気圧の張り出しが早い年には、高温干天の真夏も早まるため干ばつや深刻な水不足をおこす。

台風は、6月頃から接近の機会が増えるが、最も来襲回数が多いのは8、9月である。10月になると回数が少なくなるが、時として猛烈な台風が来襲する。なお、台風は、一般に東側を通るときよりも西側を通るときの方が風雨が強くなるのが普通であるが、本市の場合、東側を通るときも大雨になっている場合が多い。

宮崎市の気候のもう一つの特徴は冬季の好天であり、冬季の日照時間は九州の他の地方に比べて著しく多くなっている。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(気温)

(2) 降水量

降水量は、月別にみると夏期が最も多く、次いで春、秋の順で、冬季が最も少ない。6～7月の降水は梅雨によるものであるが、梅雨現象は年による違いが大きく、梅雨期間の降水量は多い年には1,500mm以上も降るが、少ない年は200mm余りに過ぎない。このため水害の様相も年によって異なる。本市での平年の梅雨入りは、6月上旬初めで、梅雨明けは7月中旬初めであるが、この梅雨期間も年による変動が大きい。7月後半から雷雨シーズンとなり、台風の発生数も多くなる。

なお、本市では、記録的豪雨は9月の台風によって起こることが多い。

また、低気圧は四季を通じて来襲するが、最も多いのは春と梅雨期であり、その頃に水害も多く発生している。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(降水量)

(3) 風向と風速

冬期の季節風は西からの風で、夏期の季節風は東からの風となる。また、海陸風は、昼は東風、夜は西風となる。しかし、実際にはこれらの風に地形の影響も加わって、冬は西又は北西の風が格段に多く、東からの風は非常に少ない。一方、夏も西からの風が多いが冬ほど卓越していない。

10m/s程度以上の強風は、冬の季節風や寒冷前線に伴うものが多く、30m/s以上の強風は台風に限られる。過去における最大風速の極値は、35.2m/s（昭和29年9月7日）、最大瞬間風速は、57.9m/s（平成5年9月3日）であった。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(風向、風速)

■ 第2項 災害の想定

1. 既往災害の事例

県周辺地域において、発生した被害地震を列挙すると次のようなものがある。

過去の調査・観測により県周辺で発生している地震の震源分布は日向灘沖に震源が集中していることが明らかになっている。また、数は日向灘沖ほど多くはないものの、えびの市、小林市付近でもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

一般的には日向灘沖の地震はプレート型の地震であり、県内陸部で発生し、大きな被害をもたらす地震は直下型地震であると考えられている。これまでの知見ではプレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生させることが分かっている。これに対して内陸型（直下型）地震では発生周期が比較的長くマグニチュードもあまり大きくなことが多いが、地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害を発生させることが知られている。

県には活断層はほとんど知られていないが、過去に発生した1968年のえびの地震では、えびの市周辺で住宅の全壊や多数の崖崩れが発生した。えびの地方では1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

資料編/5.資料等/【災害想定等】災害の記録(風水害)、(地震災害)、(火災)

■県の大規模地震発生の概要

No.	年代	名称・地域	震源規模	被害概要
1	1662年10月31日	日向・大隈	7.6	死者多数、潰家3,800戸
2	1769年 8月29日	日向・豊後	7.4	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多数
3	1899年11月25日	宮崎県沖	7.6	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903[明治36]年10月11日	宮崎県沖	6.2	灯台破損
5	1913[大正 2]年 4月13日	宮崎県沖	6.8	壁の亀裂等
6	1929[昭和 4]年 5月22日	宮崎県沖	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931[昭和 6]年11月 2日	宮崎県沖	7.1	死者1、負傷者29、全壊5、半壊21、一部破損多数
8	1939[昭和14]年 3月20日	宮崎県沖	6.5	死者1、負傷者1、全壊1、一部破損多数
9	1941[昭和16]年11月16日	宮崎県沖 日向灘沖	7.2	負傷者5、全壊1、一部破損多数
10	1946[昭和21]年12月21日	紀伊半島沖	8.0	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948[昭和23]年 5月 9日	日向灘	6.4	壁土落下等
12	1960[昭和35]年 5月24日	チリ地震	9.5	床上浸水168戸、床下浸水145戸、船舶被害32隻
13	1961[昭和36]年 2月27日	宮崎県沖	7.0	死者1、負傷者4、全壊1 半壊4、一部破損104
14	1968[昭和43]年 4月 1日	えびの	6.1	負傷者35、全壊451、半壊896、一部破損3,597
15	1968[昭和43]年 2月21日	宮崎県沖	7.5	負傷者15、半壊 1、一部損壊 9
16	1968[昭和43]年 4月 1日	宮崎県沖	6.5	負傷者2
17	1970[昭和45]年 7月26日	宮崎県沖	6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4
18	1984[昭和59]年 8月 7日	九州東南沖	7.1	負傷者9、一部損壊319
19	1987[昭和62]年 3月18日	宮崎県沖 [日向灘]	6.6	死者1、負傷者6、一部損壊432 道路損壊、山崩れ、崖崩れ等

2. 災害の想定

(1) 想定対象とした震源

静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上、東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などがたびたび発生している。国（2012.8）、県（2013.10）は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の想定を公表した。

本市においても、国や県の想定と同様に「南海トラフの巨大地震」を想定対象とする地震として選定し、宮崎市防災アセスメント（地震・津波被害想定）調査を実施した。

(2) 震源モデル

宮崎県は、平成9年に実施した「宮崎県地震被害想定調査」において、県への影響及び地震発生の切迫性を考慮し、3地震（日向灘北部（M7.5）、日向灘南部（M7.5）、えびの小林地震（M6.5））を対象地震として選定した。その後、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成25年に「宮崎県地

震・津波被害想定調査」を実施し、津波を発生させる可能性のある南海トラフの巨大地震による被害想定を明らかにした。

この被害想定における南海トラフ巨大地震の震源モデルは、東海域～日向灘域までの範囲を震源としたものを「内閣府モデル」、南海域～南西諸島海溝域までを震源としたものを「宮崎県独自モデル」として設定している。

また、宮崎県は令和3年に日向灘地震に係る「宮崎県地震・津波被害想定更新調査」を実施し、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.6とした被害想定を公表した。

■各震源域におけるマグニチュード一覧

南西諸島	日向灘		南海	東南海	東海	えびの小林地震
	南部	北部				
	7.5	7.5	8.6	8.2	7.96	
					8.3	
				8.6		
					8.7	
宮崎県独自モデル：本調査対象：9.0（9.1）						
内閣府モデル：本調査対象：8.9（9.1）						

注) カッコ内は津波

資料編/5.資料等/【災害想定等】対象地震

資料編/5.資料等/【災害想定等】地震動の予測

資料編/5.資料等/【災害想定等】津波の予測

資料編/5.資料等/【災害想定等】液状化の予測

資料編/5.資料等/【災害想定等】急傾斜地崩壊の予測

3. 地震・津波被害想定の結果

宮崎市防災アセスメント調査（平成26年3月）に基づき、南海トラフ巨大地震による被害想定を次のとおり整理する。

（1）建物被害

宮崎市における全壊・焼失棟数は、住宅、飲食店などで火気使用が最も多くなる冬18時が最も多く、29,000棟と想定される。震度6弱以上となる宮崎市では、揺れによる全壊が66%と最も多く、次いで津波（17%）、液状化（9%）、火災（8%）による焼失であり、急傾斜地崩壊による全壊は0.2%である。

また、建物被害率（全壊・焼失）をみると、宮崎市は21%であり、宮崎県の18%を3ポイント上回ると想定される。宮崎市の中でも建物被害率（全壊・焼失）が高い地区（上位5地区）は、揺れや津波による全壊が多い青島、樅、佐土原、木花地区、揺れや火災による全壊・焼失が多い東大宮地区である。

■建物被害（全半壊棟数）

季節・時間	全半壊棟数（棟）					
	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	火災	合計
	全壊	全壊	全壊	全壊	焼失	全壊・焼失
冬 18 時	2,500	19,000	70	5,000	2,200	29,000

（2）人的被害

① 死者・負傷者

宮崎市における死者数は、多くが自宅で就寝中に被災する冬深夜が最も多く、3,000人と想定される。宮崎市では、震度6弱以上の強い揺れ、地震発生後に津波の到達が予測されていることから、建物倒壊（家具等の転倒含む）（50%）と津波（48%）による死者が多くを占める。

人的被害率（死者）は1%と、宮崎県の3%を下回る。しかしながら、津波による死者が多い青島地区の人的被害率（死者）は10%と、宮崎県平均の約3倍の被害率が想定されている。その他、津波による死者が多い檍、赤江、木花地区、建物倒壊による死者が多い佐土原地区についても、宮崎市の中で高い人的被害率（死者）が想定されている。

② 要救助者

自力脱出が困難な要救助者も、死者・負傷者と同様に冬深夜が最も多く、12,000人と想定される。そのうち、津波の浸水深よりも高い階にとどまり救助が必要な人は54%、建物倒壊により自力脱出が困難になった人は46%を占める。

宮崎市の人的被害率（要救助者）は3%と、宮崎県の2%を1ポイント上回ると想定される。特に、津波浸水域であり、中高層の建物が多く立地する檍、赤江地区では、建物の高層階にとどまる人が多くなるため、檍地区で10%、赤江地区で5%の人的被害率（要救助者）が想定されている。また、津波浸水域である中央東、木花、青島地区においても、宮崎県平均を上回る人的被害率（要救助者）が想定される。

なお、本調査では、津波避難ビル避難者を要救助者とみなしていない。しかしながら、津波避難ビルに避難する方については、水が引くまで、また水が引いても瓦礫などにより避難が困難となることから、潜在的な要救助者として考慮する必要があるといえる。

■人的被害（死者数）

季節・時間	死者数（人）						
	建物崩壊		急傾斜地崩壊	津波	火災	ブロック塀他	合計
	死者	(家具)	死者	死者	死者	死者	死者
冬深夜	1,500	80	10	1,400	60	—	3,000

（3）ライフライン被害

① 上水道

宮崎市における断水人口は、被災直後で395,000人、1週間後において295,000人と想定される。1週間後の断水率は75%であり、宮崎県の63%を12ポイント上回るなど、上水道の復旧に時間を要することが想定される。

1週間後の断水率が特に高い地区は、青島（94%）、檍（83%）、佐土原地区（83%）であ

り、いずれも津波による被害が大きな地区である。今回採用した上水道の復旧予測手法では、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を復旧対象から除外しているため、他地区に比べ被災1週間後の断水人口が多くなり、断水率が高く想定される。

■ライフライン被害（上水道）

給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
396,000	395,000	100	379,000	96	295,000	75	97,000	24

※断水率=断水人口/給水人口

② 下水道

宮崎市における下水道支障人口は、被災直後で349,000人、1週間後において210,000人と想定される。1週間後の機能支障率は59%であり、宮崎県の49%を10ポイント上回るなど、上水道同様、復旧に時間を要することが想定される。

1週間後の機能支障率が宮崎市平均を上回る地区は、津波による被害が生じる青島(91%)、櫛(65%)、赤江(61%)、木花(60%)、佐土原地区(59%)である。今回採用した下水道の復旧予測手法は、上水道と同様に、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を復旧対象から除外しているため、他地区に比べ被災1週間後の支障人口が多くなり、機能支障率が高く想定される。

■ライフライン被害（下水道）

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	支障人口 (人)	機能支障 率(%)	支障人口 (人)	機能支障 率(%)	支障人口 (人)	機能支障 率(%)	支障人口 (人)	機能支障 率(%)
354,000	349,000	98	306,000	86	210,000	59	192,000	44

※機能支障率=支障人口/処理人口

③ 電力

宮崎市における被災直後の停電軒数は201,000軒、1週間後は16,000軒と想定されている。1週間後の停電率は8%と、宮崎県の9%を1ポイント下回る。

■ライフライン被害（電力）

電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
209,000	201,000	96	143,000	68	44,000	21	16,000	8

※停電率=停電軒数/電灯軒数

④ 通信

宮崎市における被災直後の固定電話不通回線数は122,000回線、1週間後は15,000回線と想定される。1週間後の固定電話不通回線率は12%と、宮崎県の14%を2ポイント下回る。また、携帯電話については、被災直後において非常につながりにくい（携帯電話不通ランクA）状況になるが、被災4日後には概ね回復することが想定される。

■ライフライン被害（通信／固定電話不通回線数）

回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)
127,000	122,000	97	88,000	70	15,000	12	5,900	5

※不通回線率＝不通回線数/回線数

⑤ 都市ガス

宮崎市における被災直後の都市ガス供給停止戸数は19,000戸、1週間後は13,000戸と想定される。1週間後の都市ガス供給停止率は、宮崎県と同様に52%であり、被災1ヶ月後に復旧することが想定されている。

■ライフライン被害（都市ガス）

需要家数 (戸)	復旧対象 需要家数 (戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		供給停止 戸数(戸)	供給停止 率(%)	供給停止 戸数(戸)	供給停止 率(%)	供給停止 戸数(戸)	供給停止 率(%)	供給停止 戸数(戸)	供給停止 率(%)
50,000	24,000	19,000	79	18,000	75	13,000	52	-	0

- : わずか

※供給停止率＝供給停止戸数／復旧対象需要家数（全半壊した需要家を除いた需要家数）

（4）生活への影響

宮崎市では、避難所や親戚宅などの避難所外で生活する避難者は、被災1日後で140,000人と予測されているが、ライフラインの復旧遅れの影響もあり1週間後には171,000人、1ヶ月後には173,000人に増加すると予測されている。1週間後の被害率（避難者）は42%であり、宮崎県の35%を7ポイント上回る。地区別にみると、建物被害率（全焼・焼失）が高い青島、櫛、東大宮、佐土原、赤江地区で高く、特に青島地区は、住民の83%が避難すると予測されている。

■生活への影響（避難者）

人口 (人)	避難者数（人）								
	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
404,447	140,000	88,000	52,000	171,000	99,000	72,000	173,000	52,000	121,000

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災構造の強化

【施策の基本方針】

津波による被害を最小限に抑えるため、津波に強いまちづくりを計画的に推進するとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の手法を検討し、総合的な都市防災構造の強化を目指す。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 土地利用計画 1. 津波防災まちづくりの推進	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 開発審査課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 区画整理課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課 <input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 景観課 <input type="checkbox"/> 建築住宅課
第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 区画整理課
第3項 公園・緑地整備計画	<input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課 <input type="checkbox"/> 景観課

■ 第1項 土地利用計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第3項 1. 土地利用計画】を参照する。ただし、津波に強いまちづくりを推進するため、次の事項について対策を講じる。

1. 津波防災まちづくりの推進

(1) 津波災害対策の実施

市は、次の2つのレベルの津波を想定し、津波災害対策を実施する。

■津波災害対策の前提とする2つのレベルの津波

レベル	津波災害対策の基本的な考え方
レベル1 (L1) 最大クラス (L2) の津波に比べて津波高は低いが、発生頻度が高く大きな被害をもたらす津波	人命保護に加え、住民の財産保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、国、県等関係機関と連携し、地域特性を考慮したうえで河川・河川堤防の改修、海拔の低い地域への防潮堤や防潮扉等の海岸保全施設の整備を推進する。
レベル2 (L2) 発生頻度は低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上、津波時の指定緊急避難場所や避難路の指定・整備、警戒避難体制の整備などの対策を実施する。

(2) 津波防災地域づくり推進

市は、津波防災地域づくりに関する法律（以下、「津波法」という。）に基づき策定した津波

防災地域づくり推進計画をもとに、国・県等の関係機関との連絡・調整を図りながら、津波防災地域づくりを推進する。

(3) 津波防災まちづくりのための連携の推進

市は、津波災害対策の基本的な考え方、津波防災地域づくり推進計画等を踏まえ、関係部局の共同により地域防災計画、都市計画、道路・交通計画等の連携を図り、津波防災まちづくりを推進する。

■ 第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第1節 第2項土地区画整理事業・市街地再開発事業計画】を参照する。

■ 第3項 公園・緑地整備計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第1節 第3項公園・緑地整備計画】を参照する。

第2節 海岸・河川等の整備と管理

【施策の基本方針】

発生頻度の高い津波を想定した河川・海岸施設の整備と併せて、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスに対しては粘り強く効果を發揮できるよう各整備を国、県等に要請する。また、水門、陸閘等の操作者の安全確保が図られるようあらかじめ体制を整えるとともに整備の自動化等に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 河川対策 1. 粘り強い河川堤防等の整備推進 2. 水門等の操作 3. 排水体制整備	□土木課
第2項 海岸の整備 1. 粘り強い海岸護岸等の整備推進	□土木課

■ 第1項 河川対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第1項 1. 河川等対策】、【地震災害対策編 第2章 第4節 第1項河川対策】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じるよう要請する。

1. 粘り強い河川堤防等の整備推進

市は、河川堤防等の整備について、発生頻度の高い津波に対しては防御できるよう、また、最大クラスの津波に対しては粘り強い効果を發揮できるよう国、県等に要請する。

2. 水門等の操作

市は、大津波警報等発令時や津波襲来時における水門等の操作に関する「対応指針」や「操作要領」に基づき、水門等を操作する者の安全を確保するとともに、津波到着までに水門等の操作を迅速・確実に行うための体制、手順について、平常時から具体的に検討しておく。

また、施設管理者の国・県に対し、施設の遠隔操作化及び無動力化への改修の要望を行っていく。

3. 排水体制整備

津波によって浸水が発生した場合、状況により応急排水が実施できるよう関係機関と調整を図る。

■ 第2項 海岸の整備 ■

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第1項 5. 海岸の整備】を参照する。
ただし、津波災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じるよう要請する。

1. 粘り強い海岸護岸等の整備推進

市は、海岸護岸等の整備について、発生頻度の高い津波に対しては防御できるよう、また、最大クラスの津波に対しては粘り強い効果が発揮できるよう国、県等に要請する。

第3節 道路等交通関係施設の整備と管理

【施策の基本方針】

災害を防止するため、所管施設等の実態を把握するとともに、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、大規模災害発生時には道路の被害が即時表面化し、住民の避難行動や災害応急対策の障害となるため、交通途絶時の迂回路や緊急輸送道路の指定等について検討する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 道路施設等の点検・整備計画	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課

■ 第1項 道路施設等の点検・整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第2節 第1項道路施設等の点検・整備計画】、【地震災害対策編 第2章 第5節 第1項道路施設等の点検・整備計画】を参照する。

第4節 ライフライン施設の機能確保

[施策の基本方針]

上水道及び下水道施設の地震・津波等災害時の被害を最小限に抑え、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な対策を実施するとともに、浸水災害等の被害を未然に防止するために必要な施設の整備、更新・拡充を推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 上水道、下水道施設災害予防計画	<input type="checkbox"/> 上下水道局
第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画	<input type="checkbox"/> 宮崎ガス(株) <input type="checkbox"/> 九州電力(株) <input type="checkbox"/> 九州電力送配電(株) <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)

■ 第1項 上水道、下水道施設災害予防計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第3節 第1項上水道施設災害予防計画、第2項下水道施設災害予防計画】、【地震災害対策編 第2章 第6節 第1項上水道、下水道施設災害予防計画】を参照する。

■ 第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第6節 第2項ガス、電力、通信施設災害予防計画】を参照する。

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

【施策の基本方針】

防災関係機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡や住民等への情報伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報の収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。また、夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 無線通信施設整備計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課 <input type="checkbox"/> 指令課
第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 指令課
第3項 各種防災情報システムの整備等	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第4項 広報、広聴体制の確立	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第5項 津波監視体制の整備 1. 海上からの監視 2. 陸上からの監視	<input type="checkbox"/> 危機管理部

■ 第1項 無線通信施設整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第1項無線通信施設整備計画】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、特に津波等の情報を迅速かつ確実に住民等に伝達するため、津波浸水想定区域内に同報系防災行政無線拡声子局を整備した。

■ 第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第2項災害時優先扱いの電話（有線通信設備）等整備計画】を参照する。

■ 第3項 各種防災情報システムの整備等

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第3項各種防災情報システムの整備等】を参照する。

■ 第4項 広報、広聴体制の確立

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第4項広報、広聴体制の確立】を参照する。

■ 第5項 津波監視体制の整備

市は、次の事項について津波監視体制の整備を図り、監視場所、監視者、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めるよう努める。

1. 海上からの監視

市は、航行中の船舶及び出漁中の船舶等が異常な海象等を発見した場合に、速やかに無線等で海岸局へ通報する体制を整備する。

2. 陸上からの監視

(1) 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全性を確保でき、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

(2) 津波監視担当者の選任

市は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

(3) 遠方監視設備等の導入

市は、潮位観測のために職員を海岸近くに配置することは危険であるため、地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備（監視カメラ等）の導入に努める。

第6節 活動体制の整備

【施策の基本方針】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、活動体制等を整備するとともに、他市町村及び防災関係機関との連携体制等の整備・充実を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 宮崎市防災会議運用計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課
第2項 宮崎市災害対策本部組織計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 初動体制確立への備え	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第4項 広域応援体制等の整備・充実	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 消防局
第5項 航空消防防災体制の整備	<input type="checkbox"/> 消防局
第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	<input type="checkbox"/> 危機管理部

■ 第1項 宮崎市防災会議運用計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第1項宮崎市防災会議運用計画】を参照する。

■ 第2項 宮崎市災害対策本部組織計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第2項宮崎市災害対策本部組織計画】を参照する。

■ 第3項 初動体制確立への備え

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第3項初動体制確立への備え】を参照する。

■ 第4項 広域応援体制等の整備・充実

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第4項広域応援体制等の整備・充実】を参照する。

■ 第5項 航空消防防災体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第5項航空消防防災体制の整備】を参照する。

■ 第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第6項緊急時ヘリコプター離着陸場の確保】を参照する。

第7節 避難収容体制の整備

【施策の基本方針】

災害発生後に一時的かつ緊急的に避難し生命を保護するための指定緊急避難場所に加え、応急的な収容保護のための指定避難所等を指定・確保するとともに、避難誘導体制及び指定避難所の開設運営体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備 1. 津波避難ビルの指定 2. 津波避難施設の整備 3. 避難階段等の整備 4. 津波時の避難が困難な地区の抽出及び避難対策	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 避難所管課
第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第4項 避難誘導体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 避難所管課 <input type="checkbox"/> 観光戦略課 <input type="checkbox"/> 商業政策課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第6項 指定避難所の開設運営体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 福祉総務課
第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備	<input type="checkbox"/> 建築住宅課

■ 第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第1項避難計画の策定と避難対象地域の指定】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、避難対象地域については、県が設定した津波浸水想定区域に余裕幅を加えた地域を指定する。

■ 第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第2項指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、緊急避難場所等の指定・整備について、次の対策を講じる。

■指定緊急避難場所・指定避難所の区分と「市地域防災計画」上の各避難施設の位置付けとの関係

区分	災害種別		
	風水害	地震災害	津波災害
指定緊急避難場所 切迫した災害の危険から逃れるために住民等が緊急的に避難する施設又は場所。 災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定。	<input type="checkbox"/> 指定避難所 水害・土砂災害等の発生時に住民が自主的に、又は避難指示等があった場合に緊急的に避難する施設（学校、公民館等の公共施設）。※自主的な避難者の受入れは総合支所、地域センター及び地域事務所に隣接する指定避難所、当事務所施設内等を「自主避難所」として開放。	<input type="checkbox"/> 一時避難場所 地震の発生後、建物倒壊や火災から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（小中学校、高等学校等のグラウンド及び公園）。	【浸水想定区域内】 <input type="checkbox"/> 津波避難ビル 浸水想定区域外に避難できない住民が津波から逃れるために緊急的に避難する施設（耐震・耐波性、階高が確保された施設）。
指定避難所 被災者が一定期間滞在し、避難生活を送る施設。 一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定。	<input type="checkbox"/> 指定避難所 洪水・土砂災害等災害から安全を確保するため、短期間に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。	<input type="checkbox"/> 指定避難所 余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。	<input type="checkbox"/> 指定避難所 余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。

注) 指定緊急避難場所、指定避難所は相互に兼ねることができる。

1. 津波避難ビルの指定

市は、次の要件に基づき指定緊急避難場所としての津波避難ビルを指定する。

■津波避難ビルの指定等の要件

項目	要件
指定すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内を基本として指定する。 ・浸水想定区域外でも同区域に隣接する地域については指定を考慮する。

項目		要件
構造	浸水想定区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が確保された¹⁾ 鉄筋コンクリート造（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）の構造物。 ・耐震性の確保された、高い開放性を有する²⁾ 鉄骨造（S）の構造物（自走式自動車車庫など）も可とする。
	浸水想定区域外	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が確保された構造物。
高さ（階高）	浸水想定区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域における浸水深³⁾に相当する階に2を加えた階以上の建物。 ・ただし、浸水深が1m以下の浸水域は2階以上の建物。
	浸水想定区域外	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（階高）の制限なし。^{4) 5)}

注1) 「耐震性が確保された」とは、耐震診断によって安全性が確保されていること又は新耐震設計基準（昭和56年施行）に適合していること。

注2) 「高い開放性を有する」とは、津波が通り抜けることにより建築物等の部分に津波による波力の影響を受けにくい構造のもの。

注3) 浸水深は、その建物の存する地点の浸水深（宮崎県公表）とする。

注4) 1階高は3mとする（特殊な階高の構造物については、3mを1階高とみなす）。

注5) 屋上がある場合はそれを1階とみなす。

2. 津波避難施設の整備

市は、次の津波避難施設を整備する。なお、施設整備の際は、地域の実情に応じた整備内容とし、地域住民と十分に協議を行ったうえで進めていく。

■津波避難施設等の事業概要

事業の概要		整備年度
津波避難施設（避難タワー）	佐土原 二ツ立地区	平成26年度
津波避難施設（避難タワー）	赤江 蠍原地区	平成26年度
津波避難施設（複合施設）	木花 島山地区	平成26～27年度
津波避難階段	佐土原 福島地区	平成26年度
防災拠点施設	青島地域センター、青島保育所、青島児童センター、青島公民館の4公共施設を津波対策の観点から移転	平成26～28年度
津波避難施設（盛土高台）	穂 一ツ葉地区 宮崎港東地区	平成26～令和2年度

3. 避難階段等の整備

（1）市立小・中学校の屋上への避難階段等の整備

市は、津波から円滑に避難できるよう沿岸部の市立小・中学校の屋上に一時避難用の階段を設置する。階段には夜間等の災害時に対応するため、照明装置を設置する。

■屋上への階段等を整備した小中学校

学校名	
小学校	宮崎港、青島、潮見、穂、赤江
中学校	青島、宮崎

(2) 公共施設の屋上への避難階段等の整備

市は、市が管理する沿岸地域の公共施設について津波により想定される浸水状況を勘案し、屋上等への避難階段等を整備する。

(3) 高台等への津波避難経路等の整備

市は、津波発生時における一時避難所となりえる施設が近くにない地域のうち、裏手の山や高台への避難経路を整備することにより地域住民が円滑に避難することができる地域について避難階段や避難経路等の整備している。

(重点対象地区：青島地域「白浜地区」「内海地区」)

4. 津波時の避難が困難地域の抽出及び避難対策

市は、津波到達までに避難できるビルや高台などが存在しない地域（特定津波避難困難地域）として抽出された3箇所に津波避難施設を整備している。

(対象地区：佐土原地域「二ツ立地区」、赤江地域「蛎原地区」、木花地域「島山地区」)

■ 第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第3項指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除】を参照する。

■ 第4項 避難誘導体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第4項避難誘導体制の整備】を参照する。

■ 第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第5項指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知】を参照する。

■ 第6項 指定避難所の開設運営体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第6項指定避難所の開設運営体制の整備】を参照する。

■ 第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第7項応急仮設住宅の供用体制の整備】を参照する。

第8節 要配慮者等安全確保体制の整備

【施策の基本方針】

市は、災害発生時に自分の身を守るために適切な防災行動がとりにくい要配慮者を優先的に援助するため、地域住民・団体や社会福祉施設・医療機関等と連携し、各地域で要配慮者に配慮した防災・避難訓練を行うなど要配慮者支援体制を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 子ども未来部 <input type="checkbox"/> 学校施設課
第2項 在宅の要配慮者対策	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 子ども未来部
第3項 避難行動要支援者対策	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 子ども未来部 【要配慮者ごとの担当課】 <ul style="list-style-type: none">・介護支援が必要な高齢者 <input type="checkbox"/>地域包括ケア推進課 <input type="checkbox"/>介護保険課・障がい者 <input type="checkbox"/>障がい福祉課 <input type="checkbox"/>健康支援課 <input type="checkbox"/>地域保健課・難病患者 <input type="checkbox"/>健康支援課 <input type="checkbox"/>親子保健課・傷病者 <input type="checkbox"/>親子保健課 <input type="checkbox"/>健康支援課 <input type="checkbox"/>地域保健課・乳幼児、妊娠婦、小学生 <input type="checkbox"/>保育幼稚園課 <input type="checkbox"/>学校教育課 <input type="checkbox"/>地域保健課・子育て支援課 <input type="checkbox"/>親子保健課・日本語が不自由な外国人 <input type="checkbox"/>秘書課
第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	

■ 第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第1項社会福祉施設、医療機関等の対策】を参照する。

■ 第2項 在宅の要配慮者対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第2項在宅の要配慮者対策】を参照する。

■ 第3項 避難行動要支援者対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第3項避難行動要支援者対策】を参照する。

■ 第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第4項要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施】を参照する。

第9節 救急・救助及び消火活動体制の整備

【施策の基本方針】

大規模災害時の火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限に抑えるため、火災予防対策、消防力・消防施設の整備・強化を図るとともに、関係機関と連携し、救急・救助体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課
第2項 防災管理体制の強化対策	<input type="checkbox"/> 予防課
第3項 予防指導・査察計画	<input type="checkbox"/> 予防課
第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策	<input type="checkbox"/> 消防総務課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課
第5項 救急・救助体制の整備	<input type="checkbox"/> 消防総務課 <input type="checkbox"/> 警防課

■ 第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第1項消防活動困難地区等の火災予防対策】を参照する。

■ 第2項 防火管理体制の強化対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第2項防火管理体制の強化対策】を参照する。

■ 第3項 予防指導・査察計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第3項予防指導・査察計画】を参照する。

■ 第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第4項消防力・消防施設等の整備強化対策】を参照する。

■ 第5項 救急・救助体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第5項救急・救助体制の整備】を参照する。

第10節 医療救護体制の整備

[施策の基本方針]

迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に抑えるため、通常の医療体制に加え、災害時に機能する医療救護体制を確立するとともに、必要な施設設備、医薬品等を確保・整備する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 災害時医療体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 保健医療課
第2項 医療施設・設備の整備	<input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 保健医療課
第3項 医薬品等の確保	<input type="checkbox"/> 保健医療課

■ 第1項 災害時医療体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第1項災害時医療体制の整備】を参照する。

■ 第2項 医療施設・設備の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第2項医療施設・設備の整備】を参照する。

■ 第3項 医薬品等の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第3項医薬品等の確保】を参照する。

第11節 緊急輸送体制の整備

【施策の基本方針】

大規模災害による被害の軽減、並びに災害発生時から避難・救助をはじめ、迅速かつ的確な物資供給等の応急活動のために、あらかじめ緊急車両の通行を確保すべき重要な道路（以下、「緊急輸送道路」という。）を選定し、重点的に道路及び施設等の安全性を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 緊急輸送道路の整備	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課
第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 緊急輸送体制の確保	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 管財課

■ 第1項 緊急輸送道路の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第1項緊急輸送道路の整備】を参照する。

■ 第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第2項緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進】を参照する。

■ 第3項 緊急輸送体制の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第3項緊急輸送体制の確保】を参照する。

第12節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備

[施策の基本方針]

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合に、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達・供給体制の整備を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 給水体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課
第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 資機材等の供給体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課 <input type="checkbox"/> 警防課

■ 第1項 給水体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第1項給水体制の整備】を参照する。

■ 第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第2項食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備】を参照する。

■ 第3項 資機材等の供給体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第3項資機材等の供給体制の整備】を参照する。

第13節 防災知識の普及

【施策の基本方針】

被害を最小限に抑えるため、ハード面の施策と同時に、防災教育や訓練等により職員や住民の防災知識の普及を図り、ソフト面での防災力を向上させる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 防災知識普及計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第2項 職員に対する防災知識普及	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課
第3項 住民に対する防災知識普及	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所

■ 第1項 防災知識普及計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第1項防災知識普及計画】を参照する。ただし、津波災害を考慮し、次の内容について普及を図る。

■津波に関する防災知識の普及

	内容
一般住民に対する内容	<p>ア 津波警報、避難指示等の意味合い イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、高台などの安全な場所に急いで避難する。 ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、無線放送などを通じて入手する。 エ 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除までは気をゆるめず、海浜部には近づかない。</p>
船舶に対する内容	<p>ア 津波警報、避難指示等の意味合い イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い地域）に退避する。 ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。 エ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、直ちに港外に退避する。 オ 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。 カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。</p>

■ 第2項 職員に対する防災知識普及

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第2項職員に対する防災知識普及】を参考する。

■ 第3項 住民に対する防災知識普及

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第3項住民に対する防災知識普及】を参考する。

ただし、津波災害を考慮し、津波による浸水想定区域、指定緊急避難場所等、避難路、地盤標高、建物の高さ等を表示した津波ハザードマップの整備を行い、住民等に周知する。また、状況の変化が生じた場合は、適宜更新する。

第14節 自主防災組織等の育成強化

【施策の基本方針】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方のもと、自主防災組織に対して防災意識・近隣互助の精神等の高揚を図り、初期消火、救出・救護、集団避難、給水、給食等の防災活動を円滑に実施できるよう育成強化を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 自主防災組織の活動促進・支援	<input type="checkbox"/> 地域安全課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第2項 自主防災組織の育成計画	<input type="checkbox"/> 地域安全課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第3項 企業等における防災活動の推進	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第4項 地区防災計画の策定	<input type="checkbox"/> 地域安全課

■ 第1項 自主防災組織の活動促進・支援

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第1項自主防災組織の活動促進・支援】を参照する。

■ 第2項 自主防災組織の育成計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第2項自主防災組織の育成計画】を参照する。

■ 第3項 企業等における防災活動の推進

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第3項企業等における防災活動の推進】、【地震災害対策編 第2章 第19節 第3項企業等における防災活動の推進】を参照する。

■ 第4項 地区防災計画の策定

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第4項地区防災計画の策定】を参照する。ただし、津波災害を考慮し、自主防災組織等は、消防団等と連携・協力し、地域の避難や要配慮者支援の方法等を定めた「地域津波避難行動計画」を策定する。市は、自主防災組織等が地域津波避難行動計画を策定するために必要な資料・図面の提供、人的・技術的支援を行う。

第15節 防災関係機関の防災訓練の実施

[施策の基本方針]

市は、基本法第48条及び水防法第35条に基づき災害応急対策の習熟を図るとともに、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図るため、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て各種災害を想定した訓練を実施する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 地域コミュニケーション課 <input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第2項 各種防災訓練計画 1. 津波防災訓練の実施	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 地域コミュニケーション課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第3項 防災訓練の検証	<input type="checkbox"/> 危機管理部

■ 第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第1項総合防災訓練・市民参加型訓練】を参照する。

■ 第2項 各種防災訓練計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第2項各種防災訓練計画】を参照する。ただし、津波災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 津波防災訓練の実施

市は、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう夜間等様々な条件に配慮し、定期的な防災訓練を実施し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の熟知を図る。特に、津波については個人による自主避難行動が重要であるため、その啓発に努める。

■津波防災訓練

種類	内容
住民の防災訓練等	津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から避難場所、避難経路を周知させるとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図る。

種類	内容
教育施設での訓練等	<p>ア 教育施設においては、日常の教育で避難場所や避難方法等の周知を図るとともに、津波発生時に適切な判断や行動選択ができるよう、必要に応じて地域住民や関係機関と連携しながら、定期的に防災訓練を行う。</p> <p>イ 野外活動中における津波発生に備え、避難場所や避難経路等の事前確認や事前指導、発生時における引率者の具体的な対応について周知徹底を図る。</p>
要配慮者及び医療施設での安全確保	<p>ア 医療施設等は、基本的に津波に対して安全な場所を確保するほか、施設並びに関係機関を含めた防災組織の組織化を図り、万一の場合に備えた避難訓練を行う。</p> <p>イ 高齢者、障がい者等の安全確保のために、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得た避難訓練を行う。</p>
船舶等の安全確保	宮崎海上保安部、県等関係機関と連携し、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速適切に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せ、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知に努める。

■ 第3項 防災訓練の検証

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第3項防災訓練の検証】を参照する。

第16節 ボランティアの環境整備

[施策の基本方針]

大規模な災害が発生し、相当規模の救援活動を必要とする場合など円滑な活動へのボランティアの参画を想定し、平常時から災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう宮崎市民活動センターの活用並びに宮崎市社会福祉協議会所管の宮崎市災害ボランティアセンターとの協力体制の確立を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 活動支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第2項 ボランティアの養成・登録	<input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課

■ 第1項 活動支援体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第17節 第1項活動支援体制の整備】を参照する。

■ 第2項 ボランティアの養成・登録

本項目については【風水害対策編 第2章 第17節 第2項ボランティアの養成・登録】を参照する。

第17節 津波災害に関する調査・研究等の推進

【施策の基本方針】

災害の未然防止と被害の軽減のため、必要となる調整・研究や情報収集を積極的に行うとともに、住民等と連携した災害教訓の伝承、各種データの保存・整備に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 調査・研究の推進	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 警防課
第2項 調査・研究項目	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 警防課
第3項 災害教訓の伝承	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課
第4項 各種データの保存・整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課

■ 第1項 調査・研究の推進

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第1項調査・研究の推進】を参照する。

■ 第2項 調査・研究項目

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第2項調査・研究項目】を参照する。

■ 第3項 災害教訓の伝承

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第3項災害教訓の伝承】を参照する。

■ 第4項 各種データの保存・整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第4項各種データの保存・整備】を参照する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害対策組織計画 1. 災害対策組織の設置 2. 市警戒本部及び市災対本部の運営 3. 本部設置時の措置 4. 市災対本部機能の代替	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 職員配備計画 1. 配備体制の確立 2. 職員の動員 3. 職員の服務	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 各班
第3項 地震・津波時の初動体制・活動 1. 指揮・命令系統 2. 初動活動	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各対策部

■ 第1項 災害対策組織計画

1. 災害対策組織の設置

(1) 災害対策組織の設置基準

市長は、市の地域において大規模な地震が発生し又は発生するおそれがある場合には、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより「情報連絡本部」及び「宮崎市災害警戒本部」（以下、「市警戒本部」という。）並びに「宮崎市災害対策本部」（以下、「市災対本部」という。）を設置する。

各本部は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎市防災会議を構成する関係機関との緊密な連絡と協力のもとに、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

■ 災害対策組織の設置基準等

災害対策組織	設置基準	配備体制
情報連絡本部 (本部長:危機管理課長)	次の場合は、危機管理課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、準予備配備又は予備配備要員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。 〔準予備配備〕 準予備配備とは、災害種別、規模等に応じて本部総括班長から関係課に要請し、関係職員によってとる予備配備に準じる体制とする。	<input type="checkbox"/> 準予備配備 又は予備配備

災害対策組織	設置基準	配備体制
	<ul style="list-style-type: none"> ○宮崎県に津波注意報が発表されたとき ○その他危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めたとき <p>〔予備配備〕</p> <p>予備配備については、宮崎市災害時配備員名簿の予備配備を原則とし、支部については佐土原、赤江、木花、青島、住吉、檍とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宮崎県に津波警報が発表されたとき ○その他危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めたとき 	
災害警戒本部 (本部長:危機管理部長)	<p>次の場合は、災対本部設置前に市警戒本部を設けることができる。本部長は、危機管理部長とし、配備体制は警戒配備を原則とする。支部については佐土原、赤江、木花、青島、住吉、檍とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宮崎県に津波警報が発表され、被害が予想されるとき ○その他危機管理部長（本部対策室副室長）が必要と認めたとき 	警戒配備
災対本部(本部長:市長)	<p>市長は、次のいずれかに該当した場合、市災対本部を設置する。なお、配備体制は、警戒、非常、特別非常のいずれかを原則とし、状況により人員を増減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宮崎県に大津波警報が発表されたとき ○その他津波に関する災害で市長（本部長）が必要と認めたとき 	警戒配備、 非常又は特別非常配備

注) 配備体制は状況により人員を増減する。

注) 津波警報発令から、到達までに時間を要する場合の対策本部等の設置時期・要領については、情報連絡本部長及び危機管理部長が状況に応じて別に示す。

(2) 市警戒本部及び市災対本部の設置場所

市警戒本部及び市災対本部の本部対策室は、本庁舎4階災害対策本部室に設置する。ただし、市警戒本部及び市災対本部が被災し、その機能を果たさない場合は次の順位で設置する。

■市警戒本部及び市災対本部の設置順位

- ①本庁舎4階災害対策本部室
- ②消防局
- ③宮崎市民プラザ

(3) 各本部の設置手順

各本部は、次の手順により設置する。

1) 勤務時間内における本部設置の手順

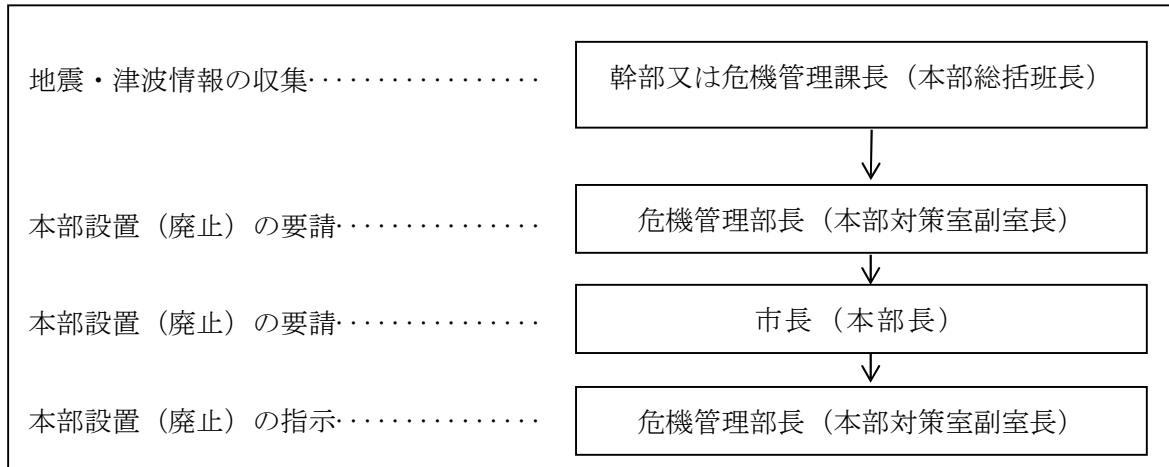
本部の設置は、原則として次の経路で決定する。緊急を要する場合は、防災会議の委任を受けているものとして、会議を招集しなくても本部を設置できる。

■本部設置の流れ（勤務時間内）

- 幹部会に充てられている者（各部長、会計管理者、教育長及び各局長）又は危機管理課長（本部総括班長）は、本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）に対して本部設置を要請する。
- 危機管理部長は、本部設置の要請があった場合又はその他の情報により本部設置が必要

と認めた場合は、危機管理課長（本部総括班長）及び警防課長（警防班長）と協議のうえ、市長（本部長）に本部設置を要請する。

■勤務時間内の設置（廃止）手順



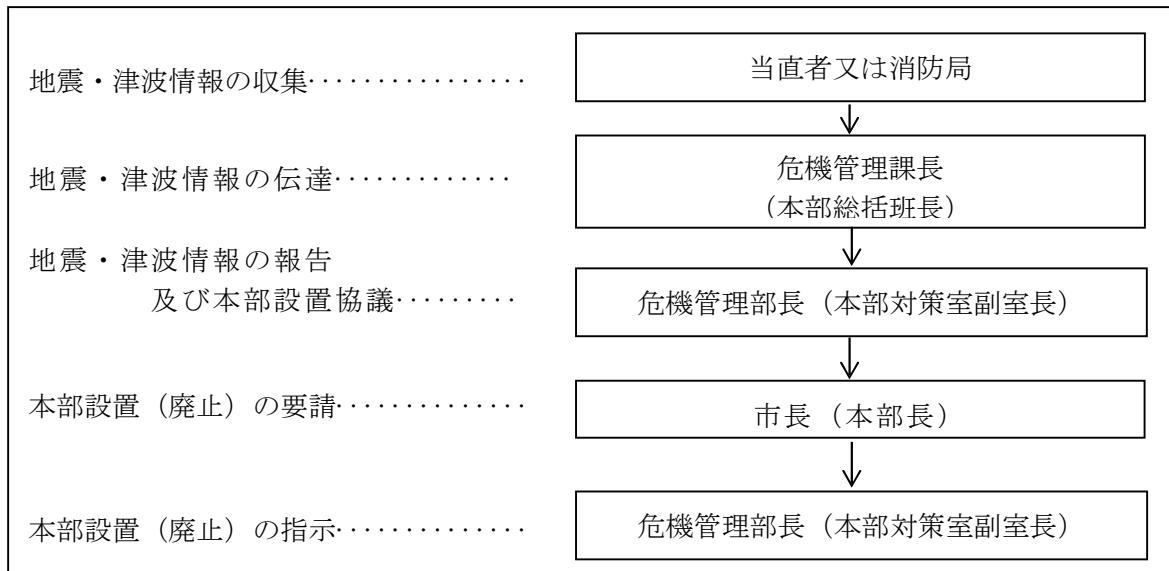
2) 夜間・休日における本部設置の手順

夜間・休日に本部を設置する場合は、次の流れで決定する。なお、連絡がとれない場合は、担当者の判断で本部設置を決定し、連絡がつき次第、事後承諾をとる。

■本部設置の流れ（夜間・休日）

- 当直者又は消防局は、地震・津波情報を入手した場合、危機管理課長（本部総括班長）に連絡をする。
- 危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長（本部対策室副室長）と協議する。
- 本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）は市長（本部長）に対して本部設置を要請する。
- 市長（本部長）は、本部設置の基準等に該当しているとき又は設置の必要があると認められたときは、本部の設置を決定する。

■夜間・休日の設置（廃止）手順



(4) 総合支所、支部及び現地における災害対策組織の設置

1) 支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）の設置

各支部長は、本部設置の通知を受けた場合は、直ちに支部を設置する。

ただし、津波による浸水等で木花地域センターに設置できない場合、木花地域センター支部は、木花中学校に設置する。

2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現地に本部設置の必要がある場合は、現地災害対策本部を設置し、人員を派遣する。

(5) 県警察及び自衛隊連絡要員の派遣協力要請

本部対策室は、災害による被害が甚大である等により県警察及び自衛隊との円滑な連絡調整を図る必要がある場合は、県警察及び自衛隊に対し連絡員（リエゾン）の派遣協力を要請する。

(6) 情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等の廃止基準

本部長は、次の場合は本部を廃止する。なお、災害応急対策から災害復旧・復興支援について継続した対応が必要と認められるときは、市災害対策本部から市災害復旧対策本部へ災害対策業務を移行する（第4章 災害復旧・復興計画を参照）。

■各本部の廃止基準

- 本市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき
- 災害応急対策が概ね完了したとき
- その他、市長が本部を継続する必要がないと認めたとき

(7) 各本部の設置又は廃止の通知

本部総括班長は、情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等を設置し又は廃止したときは、速やかに関係機関に連絡する。

■本部の設置・廃止の連絡先・手段

連絡先	連絡手段
本部構成員（職員）	府内放送、携帯メール
各支部	電話、FAX、デジタルMCA無線・IP無線、携帯メール
宮崎県危機管理局	電話、防災行政無線
宮崎北、南、高岡警察署	電話、FAX
防災上重要な機関	電話、FAX

2. 市警戒本部及び市災対本部の運営

(1) 本部組織の組織

市警戒本部は、市災対本部の組織に準じ、本部対策室、支部、各部、各班を編成し、運営する。ただし、本部対策室の室長は「危機管理部長」、副室長は「危機管理課長」とする。

(2) 市災対本部の組織・運営

市災対本部は、宮崎市災害対策本部条例及び宮崎市災害対策本部運営要領の規定にしたがつ

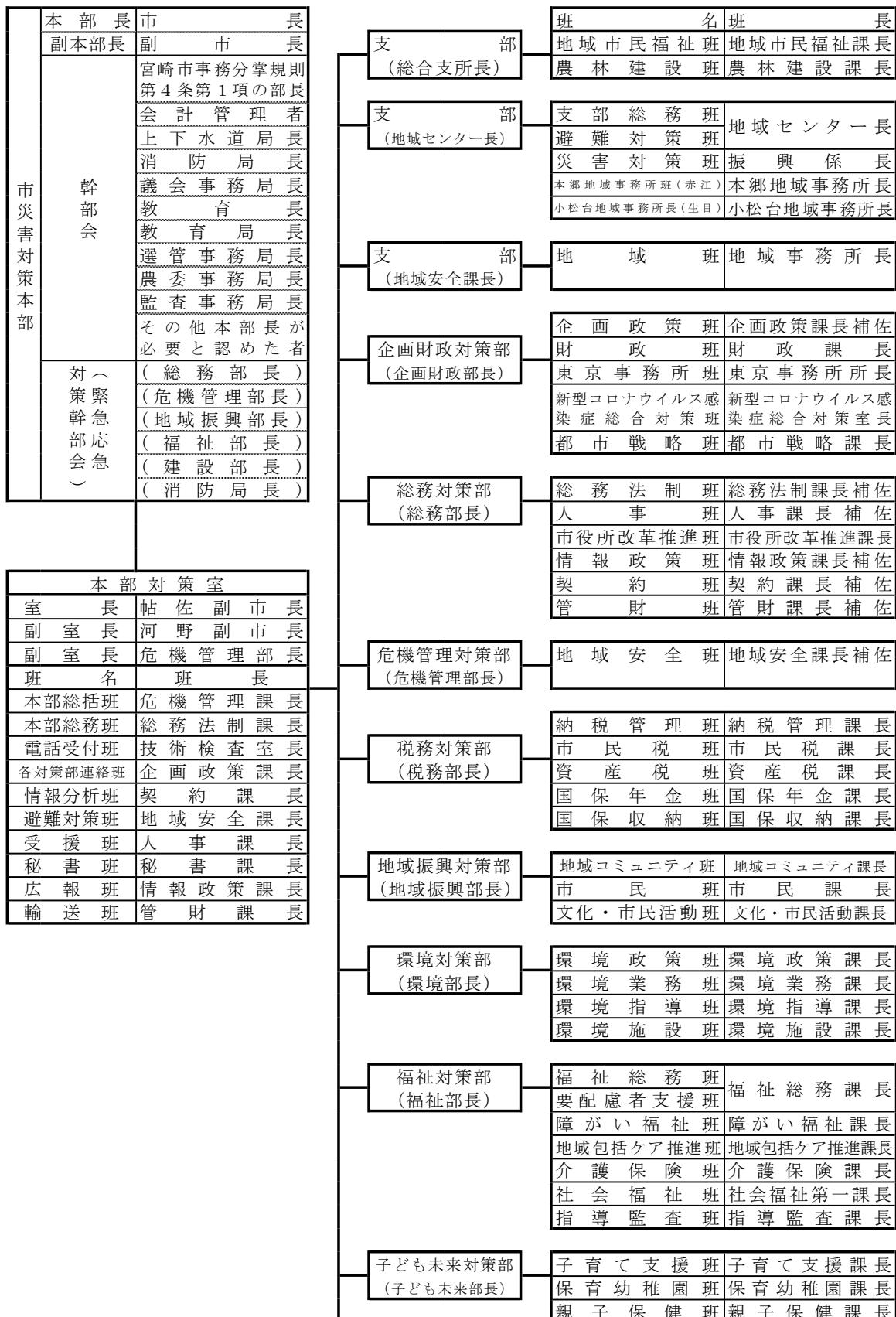
て運営する。市災対本部の運営概要は、次のとおりである。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

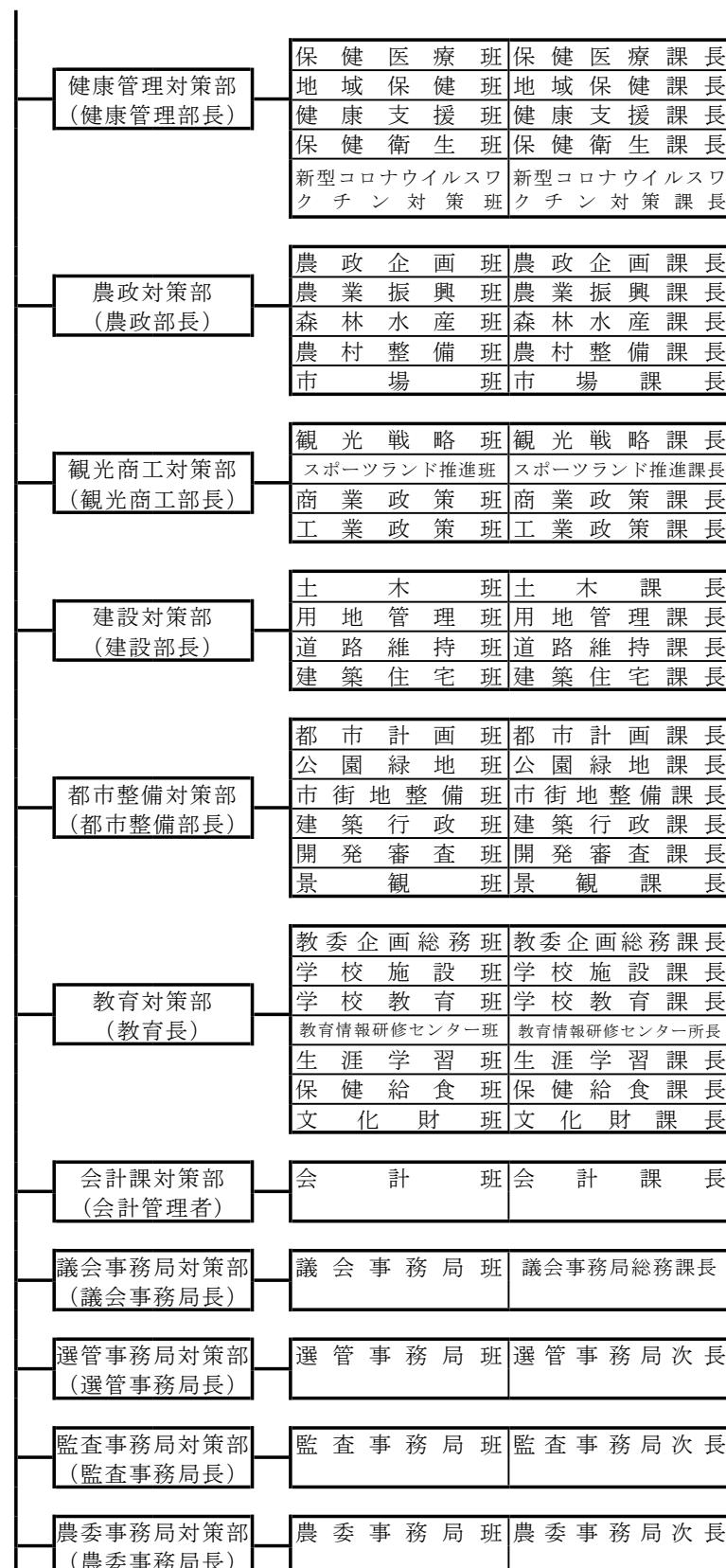
■市災対本部の運営概要

組織等		職務等
本部組織	本部長（市長）	○本部の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
	副本部長（副市長）	○本部長に事故あるときは職務を代理する。
	幹部会	○応急対策に関する重要事項を決定する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 宮崎市事務分掌規則第4条第1項の部長、会計管理者 エ 局長等（上下水道局長、消防局長、議会事務局長、教育長、教育局長、選管事務局長、農委事務局長、監査事務局長） オ その他本部長（市長）が必要と認める者
	緊急応急対策幹部会	○緊急に応急対策を講じる必要があるときに、幹部会に替えて設置する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 部長（総務部長、危機管理部長、地域振興部長、福祉部長、建設部長、消防局長） エ その他本部長（市長）が必要と認める者
本部員	部	○部長を置く。部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名したものがその職務を代理する。 ○必要と認める部に副部長を置く。副部長は部長を補佐する。 ○部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	班	○班長を置く。班長に事故があるときは、その班のうちから班の属する部の部長が指名したものがその職務を代理する。 ○班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。 ○班員はその属する班の事務を処理する。

■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (1/3)



■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (2/3)



■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (3/3)



(3) 市災対本部の分掌事務

各班長は、別に定める「宮崎市災害時配備員名簿」に基づき班員の招集を行う。各班員は、配備された各班長の指揮のもと、その分掌事務を行う。

市災対本部の分掌事務は、次表に示すとおりである。

■分掌事務 (1/14)

部名	班名	分掌事務
本部対策室	本部総括班 班長：危機管理課長	1. 災害対策の総括・指示に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会に関すること 3. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 4. 関係機関に対する協力要請に関すること 5. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること
	本部総務班 班長：総務法制課長	1. 部の庶務に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会、その他関係機関との連絡に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害対策活動の記録に関すること 5. 県などへの被害報告に関すること 6. 記者会見等の実施に関すること 7. その他他部、他班に属さないこと
	電話受付班 班長：技術検査室長	1. 市民からの電話受付に関すること
	各対策部連絡班 班長：企画政策課長	1. 各対策部及び各支部との連絡調整に関すること 2. 各対策部及び各支部との災害応急対策の伝達、報告、とりまとめに関すること
	情報分析班 班長：契約課長	1. 気象警報の収集及び伝達に関すること 2. 大淀川洪水予報の収集及び伝達に関すること 3. 気象情報、河川情報等の分析に関すること 4. 災害状況の収集及び伝達に関すること 5. 災害状況の分析に関すること 6. 関係機関からの問い合わせに関すること 7. 通信、鉄道被害情報の収集に関すること
	避難対策班 班長：地域安全課長	1. 各支部の避難対応についての連絡調整に関すること 2. 被災者及び避難者の給食の調達に関すること 3. 生活必需品の調達に関すること 4. 協定に基づく物資調達の要請に関すること
	秘書班 班長：秘書課長	1. 本部長室の設営に関すること 2. 本部長、副本部長の秘書に関すること 3. 本部長、副本部長の災害視察に関すること 4. 視察者及び見舞者の接遇に関すること 5. 日本語が不自由な外国人への情報提供に関すること 6. その他、本部長の特命に関すること

■分掌事務 (2/14)

部名	班名	分掌事務
本部対策室	広報班 班長：情報政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 災害情報、被害状況等の広報に関すること 被害写真の収集に関すること 報道機関に対する災害情報等の発表に関すること 庁内への情報提供に関すること コミュニティFM、ケーブルテレビ等を活用した災害情報の提供に関すること 災害情報掲示板の開設及び閉鎖に関すること 市民及び職員への災害情報Eメール配信に関すること その他、市民向け情報提供に関すること
	受援班 班長：人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 本部対策室各班への協力に関すること <p>以下「市災害時受援計画」発動時</p> <ol style="list-style-type: none"> 応援状況の全体調整に関すること 人的支援要請内容の集約に関すること
	輸送班 (受援班) 班長：管財課長	<ol style="list-style-type: none"> 避難者の車両輸送に関すること 災害用非常物資の運搬に関すること 被災者に対する物資配付に関すること 緊急輸送車両の手続きに関すること 協力協定による輸送車両の確保に関すること 本部対策室各班への協力に関すること <p>以下「市災害時受援計画」発動時</p> <ol style="list-style-type: none"> 物的支援要請内容の集約に関すること 開設する地域内輸送拠点の決定に関すること
支部（各総合支所）④	地域市民福祉班 班長：地域市民福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 支部の庶務に関すること 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保並びに住民への広報に関すること 各班との連絡調整に関すること 所属部員の動員に関すること 消防団との連絡調整に関すること 災害資料の作成及び災害記録に関すること 防災無線の運用に関すること 庁内の非常用の電気及び電話に関すること 指定避難所の開設及び連絡調整に関すること 被災地、指定避難所に必要な救助食糧、物資の調達確保・輸送に関すること 罹災証明に関すること 支部地域の気象情報の収集、連絡及び広報に関すること 各班からの被害状況、災害写真等のとりまとめに関すること 本部対策室との連絡調整に関すること 災害時のごみ、し尿、廃棄物等の連絡調整に関すること 管内教育施設（小中学校を除く）の被害調査、被害状況の報告及び災害発生状況の記録に関すること 市民からの要請に関すること 災害救助法に関すること 要配慮者支援に関すること 各班の要請に基づく災害対応業務支援に関すること

■分掌事務 (3/14)

部名	班名	分掌事務
支部 (各総合支所) ④	地 城 市 民 福 祉 班 班長：地域市民福祉課長	22. 行方不明者の捜索に関すること 23. 人的及び住家等の被害調査に関すること 24. 指定避難所への炊き出しの連絡調整及び食糧品の供与に関すること 25. 生活必需品の供給と配付に関すること 26. その他、他班の所管に属さないこと
	農 林 建 設 班 班長：農林建設課長	1. 所管施設等の被害状況調査に関すること 2. 農林作物及び家畜の災害対策及び被害調査に関すること 3. 被災農家等への災害融資指導に関すること 4. 農地及び林地等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 5. 湿水防除に関すること（佐土原総合支所） 6. 公園等の被害状況調査に関すること 7. 河川・道路・橋梁・崖崩れ等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 8. 準用河川等の水防活動に関すること 9. 交通規制の措置に関すること 10. 障害物除去に関すること 11. 農業用施設（農業用水・排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害対策及び被害調査に関すること
支部 (各地域センター) ⑥	支 部 総 務 班 班長：地域センター長	1. 支部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 4. 本部対策室との連絡調整に関すること 5. 消防団との連絡調整に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること 7. 人的及び住家等の被害調査に関すること 8. 本郷地域事務所への職員派遣に関すること（赤江地域センター）
	災 害 対 策 班 班長：振興係長	1. 災害現地調査に関すること 2. 災害対策の伝達、報告に関すること 3. 農林水産物の災害対策及び被害調査に関すること 4. 農林水産業用施設の災害対策及び被害調査に関すること
	避 難 対 策 班 班長：地域センター長	1. 管内指定避難所の開設及び安全利用に関すること 2. 避難者の収容保護に関すること 3. 本部対策室避難対策班との連絡調整に関すること 4. 指定避難所の実態把握に関すること 5. 被災者及び避難者の給食の配付に関すること 6. 生活必需品の供給と配付に関すること 7. 被災者への炊き出し及び食糧品の供与に関すること 8. 要配慮者支援に関すること
	本郷地域事務所班 (赤江地域センター支所) 班長：本郷地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 2. 災害現地調査に関すること 3. 災害対策の伝達、報告に関すること 4. 被災者及び避難者への支援に関すること

■分掌事務（4/14）

部名	班名	分掌事務
	小松台地域事務所班 (生目地域センター支部) 班長：小松台地域事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 災害現地調査に関すること 災害対策の伝達、報告に関すること 被災者及び避難者への支援に関すること
支部 (各地域事務所) ⑪	地 域 班 班長：地域事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること（総務） 本部対策室との連絡調整に関すること（総務） 消防団との連絡調整に関すること（総務） 人的及び住家等の被害調査に関すること（総務） 災害現地調査に関すること（災害対策） 災害対策の伝達、報告に関すること（災害対策） 管内指定避難所の開設及び実態把握に関すること（避難対策） 被災者及び避難者への支援に関すること（避難対策） 要配慮者支援に関すること（避難対策） 行方不明者の捜索に関すること
企画財政対策部	企 画 政 策 班 班長：企画政策課長 補佐	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務に関すること 所属部員の招集に関すること 部内事務の連絡調整に関すること 中央情勢の収集及び伝達に関すること 災害対策要望書等の作成配付に関すること 政府、国会、県等への報告、陳情に関すること 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 市周辺部情勢の収集及び伝達に関すること 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること
	財 政 班 班長：財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策の予算に関すること 義援物資、義援金の管理、取り扱いに関すること
	東京事務所班 班長：東京事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 国会、中央官庁及び駐日外国公館との連絡調整に関すること
	新型コロナウイルス 感染症総合対策班 班長：新型コロナウ イルス感染症 総合対策室長	<ol style="list-style-type: none"> 部内の応援に関すること 本部対策室各班の応援に関すること
	都 市 戰 略 班 班長：都市戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> 公共交通機関の被害状況に関すること 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること
	総 務 法 制 班 班長：総務法制課長 補佐	<ol style="list-style-type: none"> 公用令書等の発行に関すること 漂流物及び難破船に関すること 本部対策室本部総括班への職員派遣に関すること 本部対策室本部総務班への職員派遣に関すること 本部対策室情報分析班への職員派遣に関すること

■分掌事務 (5/14)

部名	班名	分掌事務
総務対策部	人事班 班長：人事課長補佐	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害派遣職員の身分取り扱いに関すること 5. 職員の勤務及び給食に関すること 6. 罹災職員の調査に関すること 7. 避難者の給食の調達に関すること 8. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 9. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関すること
	市役所改革推進班 班長：市役所改革推進課長	1. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること
	情報政策班 班長：情報政策課長補佐	1. 情報システム及びネットワークの対策に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 本部対策室広報班への職員派遣に関すること 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関すること
	契約班 班長：契約課長補佐	1. 部内各班の応援に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 本部対策室本部総務班への職員派遣に関すること 4. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 5. 本部対策室広報班への職員派遣に関すること 6. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること 7. 木花地域センター支部への職員派遣に関すること
危機管理部	管財班 班長：管財課長補佐	1. 序舎の整備、序内停電時の対策に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること
	地域安全班 班長：地域安全課長補佐	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関すること 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること
税務対策部	納税管理班 班長：納税管理課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害による市税の徴収猶予に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 赤江地域センター支部（本郷地域事務所班）及び住吉地域センター支部への職員派遣に関すること
	市民税班 班長：市民税課長	1. 災害による市県民税の減免に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 赤江・生目地域センター支部への職員派遣に関すること
	資産税班 班長：資産税課長	1. 災害による固定資産税の減免に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 北地域センター支部への職員派遣に関すること 4. 小戸・大塚地域事務所支部への職員派遣に関すること

■分掌事務（6/14）

部名	班名	分掌事務
税務対策部	国保年金班 班長：国保年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 災害による保険税、一部負担金の減免及び一部負担金の徴収猶予に関すること 人的及び住家等の被害調査に関すること 災害による国民年金保険料の免除に関すること 大淀・生目台地域事務所支部への職員派遣に関すること 生目地域センター支部（小松台地域事務所班）への職員派遣に関すること
	国保収納班 班長：国保収納課長	<ol style="list-style-type: none"> 災害による保険税の徴収猶予に関すること 人的及び住家等の被害調査に関すること 大淀・生目台地域事務所支部への職員派遣に関すること
地域振興対策部	地域コミュニティ班 班長：地域コミュニティ課長	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務に関すること 所属部員の招集に関すること 部内事務の連絡調整に関すること 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	市民班 班長：市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 人的及び住家等の被害調査に関すること 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に関すること 行方不明者の捜索に関すること 中央東・東大宮・橿・大淀・大塚・大塚台地域事務所支部への職員派遣に関すること
文化・市民活動班 班長：文化・市民活動課長		<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること ボランティア総合窓口の設置運用に関すること 災害ボランティア本部並びにセンターの設置運用に関すること 人的及び住家等の被害調査に関すること
環境対策部	環境政策班 班長：環境政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務に関すること 所属部員の招集に関すること 部内事務の連絡調整に関すること 防疫に関すること 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 人的及び住家等の被害調査に関すること 行方不明者の捜索に関すること 遺体の処理に関すること 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 木花地域センター支部への職員派遣に関すること
	環境業務班 班長：環境業務課長	<ol style="list-style-type: none"> 被災地におけるごみの収集運搬に関すること 被災地におけるし尿の処理に関すること 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 部内の応援に関すること

■分掌事務 (7/14)

部名	班名	分掌事務
環境対策部	環境指導班 班長：環境指導課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内の応援に関すること 3. 建築物の災害対策指導に関すること(アスベスト対策に限る) 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること 5. 青島地域センター支部への職員派遣に関すること
	環境施設班 班長：環境施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内の応援に関すること 3. 被災地におけるし尿の処理に関すること 4. ごみ処理に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 北地域センター支部への職員派遣に関すること
福祉対策部	福祉総務班 班長：福祉総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査の総括集計に関すること。 6. 災害救助法に関すること 7. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	障がい福祉班 班長：障がい福祉課長	1. 救助物資の調達及び配布に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 災害救助法に関すること 4. 要配慮者支援に関すること 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 6. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 7. 住吉地域センター支部への職員派遣に関すること 8. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
介護保険部	地域包括ケア推進班 班長：地域包括ケア推進課長	1. 救助物資の調達及び配付に関すること 2. 要配慮者支援に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 5. 災害救助法に関すること 6. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 7. 東大宮地域事務所支部への職員派遣に関すること 8. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	介護保険班 班長：介護保険課長	1. 救助物資の調達及び配付に関すること 2. 要配慮者支援に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 5. 災害救助法に関すること 6. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 7. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 8. 小松台地域事務所支部への職員派遣に関すること 9. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること

■分掌事務 (8/14)

部名	班名	分掌事務
福祉対策部	社会福祉班 班長：社会福祉第一課長	1. 被災被保護世帯等の措置に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 小戸・大宮・檍地域事務所支部への職員派遣に関すること 4. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	指導監査班 班長：指導監査課長	1. 部内の応援に関すること 2. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	要配慮者支援班 班長：福祉総務課長	1. 避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約に関すること 2. 福祉避難所の連絡調整に関すること
子ども未来対策部	子育て支援班 班長：子育て支援課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 6. 大塚台地域事務所支部への職員派遣に関すること 7. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	保育幼稚園班 班長：保育幼稚園課長	1. 人的及び住家等の被害調査に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 保育所等の閉鎖及び幼児の避難に関すること 4. 小戸・大塚台地域事務所支部への職員派遣に関すること 5. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	親子保健班 班長：親子保健課長	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 要配慮者（小慢・乳幼児・妊産婦）支援に関すること 5. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること 6. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
健康管理対策部	保健医療班 班長：保健医療課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 救護所（応急救護所を含む）の設置に関すること 5. 医療救護班の編成及び医療機関との連絡調整に関すること 6. 災害協定に基づく医薬品等の流通備蓄の確保に関すること 7. 医療機関の被害調査に関すること 8. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 9. 保健所各班の連絡調整及び応援に関すること 10. 保健所各班に属しないこと 11. 県保健医療調整本部と本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること

■分掌事務 (9/14)

部名	班名	分掌事務
健 康 管 理 対 策 部	地 域 保 健 班 班長：地域保健課長	<ol style="list-style-type: none"> 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 指定避難所・被災地における保健活動に関すること（活動班の編成に関するこを含む） 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること その他保健所各班の応援に関すること
	健 康 支 援 班 班長：健康支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 指定避難所・被災地における保健活動に関すること 要配慮者（難病）支援に関するこ その他保健所各班の応援に関すること
	保 健 衛 生 班 班長：保健衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 指定避難所の衛生確保（環境政策班・上下水道対策部に関するものを除く）及び食中毒対策に関するこ 被災地における食品、生活衛生及び飲用井戸水等の衛生確保に関するこ 被災地域における動物の保護に関するこ その他保健所各班の応援に関するこ
	新型コロナウイルス ワクチン対策班 班長：新型コロナウイ ルスワクチン 対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 部内の応援に関するこ 本部対策室各班の応援に関するこ
農 政 対 策 部	農 政 企 画 班 班長：農政企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務に関するこ 所属部員の招集に関するこ 部内事務の連絡調整に関するこ 被災農家等への災害融資指導に関するこ 農林水産関係被害の総括に関するこ
	農 業 振 興 班 班長：農業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 農産物及び家畜の災害対策及び被害調査に関するこ 農業施設の災害対策及び被害調査に関するこ 所管施設の災害対策及び被害調査に関するこ
	森 林 水 産 班 班長：森林水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 林水産物の災害対策及び被害調査に関するこ 林水産業施設の災害対策及び被害調査に関するこ 所管施設の災害対策及び被害調査に関するこ 流木対策に関するこ 在港船舶対策に関するこ
	農 村 整 備 班 班長：農村整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 農地の災害対策及び被害調査に関するこ 農業用施設（農業用排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害対策及び被害調査に関するこ 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関するこ
	市 场 班 班長：市場課長	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設、商品の災害対策及び被害調査に関するこ 非常用生鮮食糧品の確保に関するこ 部内の応援に関するこ

■分掌事務 (10/14)

部名	班名	分掌事務
觀光商工対策部	觀光戦略班 班長：觀光戦略課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 観光施設等の災害対策及び被害調査に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 青島地域センター支部への職員派遣に関すること
	スポーツランド推進班 班長：スポーツランド 推進課長	1. 部内の応援に関すること 2. 所管施設の指定避難所開設に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 生目台地域事務所支部への職員派遣に関すること
	商業政策班 班長：商業政策課長	1. 商工業者の被害調査に関すること 2. 被災商工業者に対する融資指導に関すること 3. 消費生活相談に関すること 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 青島地域センター支部への職員派遣に関すること
	工業政策班 班長：工業政策課長	1. 商工業者の被害調査に関すること 2. 被災商工業者に対する融資指導に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること
建設対策部	土木班 班長：土木課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 土木関係被害の総括集計に関すること 5. 堤防、河川、樋門、水門、雨水施設等の災害対策及び被害調査に関すること 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	用地管理班 班長：用地管理課長	1. 水門等の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内の応援に関すること
	道路維持班 班長：道路維持課長	1. 道路等の維持管理及び復旧工事に関すること 2. 道路等の被害調査に関すること 3. 交通規制の措置に関すること 4. 労務及び資機材の調達、管理に関すること 5. 道路上の障害物の除去に関すること
	建築住宅班 班長：建築住宅課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 応急仮設住宅建設の決定に関すること 3. 応急仮設住宅建設の入居・管理に関すること 4. 住宅の応急修理の実施の決定に関すること 5. 被災者への市営住宅の提供に関すること 6. 応急仮設住宅の建設に関すること 7. 公共施設（建築）関係の障害物の除去に関すること 8. 公共施設（建築）の応急修理の実施に関すること 9. 水門等の災害対策及び被害調査に関すること

■分掌事務 (11/14)

部名	班名	分掌事務
都市整備対策部	都市計画班 班長：都市計画課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 避難者の誘導に関すること 5. 水門等の災害対策に関すること 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	公園緑地班 班長：公園緑地課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 避難者の誘導に関すること 3. 水門等の災害対策に関すること
	市街地整備班 班長：市街地整備課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 水門等の災害対策に関すること 3. 避難者の誘導に関すること
	建築行政班 班長：建築行政課長	1. 災害復興住宅融資の適用指導に関すること 2. 建築物の災害対策指導に関すること 3. 水門等の災害対策に関すること
	開発審査班 班長：開発審査課長	1. 水門等の災害対策に関すること 2. 避難者の誘導に関すること
	景観班 班長：景観課長	1. 水門等の災害対策に関すること 2. 避難者の誘導に関すること
教育対策部	教委企画総務班 班長：教委企画総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 6. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
	学校施設班 班長：学校施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
	学校教育班 班長：学校教育課長	1. 児童・生徒の避難に関すること 2. 学校の臨時休業等の措置に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 被災児童・生徒の応急教育に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関すること
	教育情報研修センター班 班長：教育情報研修センター所長	1. 学校情報機器類の災害対策及び被害調査に関すること 2. 教育情報ネットワークの災害対策及び被害調査に関するこ と 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関すること

■分掌事務 (12/14)

部名	班名	分掌事務
教育対策部	生涯学習班 班長：生涯学習課長	1. 災害時における民間団体との連絡調整に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 所管施設の指定避難所開設に関すること 4. 図書館資料等被害調査に関すること 5. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 6. 人的及び住家等の被害調査に関すること 7. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
	保健給食班 班長：保健給食課長	1. 災害時の学校給食に関すること 2. 被災者への炊き出しの計画に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関すること
	文化財班 班長：文化財課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 文化財の災害対策及び被害調査に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 福祉避難所の開設に伴う連絡・調整に関すること 5. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
会計課対策部	会計班 班長：会計課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関すること 5. 北地域センター支部の職員派遣に関すること
議会事務局	議会事務局班 班長：議会事務局総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 議員との連絡調整に関すること 4. 議会災害対策連絡会議に関すること 5. 災害情報及び被害状況の把握に関すること 6. 人的及び住家等の被害調査に関すること 7. 住吉地域センター支部への職員派遣に関すること
選対管策事務局	選管事務局班 班長：選管事務局次長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関すること
監対查策事務局	監査事務局班 班長：監査事務局次長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 赤江地域センター支部への職員派遣に関すること
農対委策事務局	農委事務局班 班長：農委事務局次長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 青島地域センター支部への職員派遣に関すること

■分掌事務 (13/14)

部名	班名	分掌事務
消防対策部	消防総務班 班長：消防総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 消防関係機関の協力要請に関すること 4. 消防災害対策の予算に関すること 5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関すること 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 7. 各総合支所・地域センター支部への職員派遣に関すること
	警防班 班長：警防課長	1. 部内事務の連絡調整に関すること 2. 災害応急措置に関すること 3. 避難の指示に関すること 4. 被災者の救出、救助に関すること 5. 防災活動の実施状況の掌握に関すること 6. 資材の掌握に関すること 7. 車両、舟艇、機械器具等の整備に関すること 8. 本部対策室本部総括班への職員派遣に関すること
	予防班 班長：予防課長	1. 部に属する情報の総括及び報告に関すること 2. 災害警戒の広報及び指導に関すること 3. 被害状況の調査及び記録に関すること 4. 危険物の保安に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	指令班 班長：指令課長	1. 気象警報の伝達に関すること 2. 水防警報の伝達に関すること 3. 大淀川洪水予報の伝達に関すること 4. 災害情報の収集及び伝達に関すること 5. 災害の出動指令に関すること 6. 通信の運用及び確保に関すること
	北消防署班 班長：北消防署長 南消防署班 班長：南消防署長 消防団班 班長：消防団長	1. 管内における警防活動全般に関すること 2. 避難の指示及び誘導等に関すること 3. 被害状況の収集・伝達・報告等に関すること 4. 行方不明者の捜索及び収容に関すること 5. 人員機材の輸送に関すること 6. 水防倉庫及び水防資機材の確保に関すること 7. 応急給水の応援に関すること 8. 支部における連絡調整員の配置に関すること 9. 支部における消防団員の配置に関すること

■分掌事務（14/14）

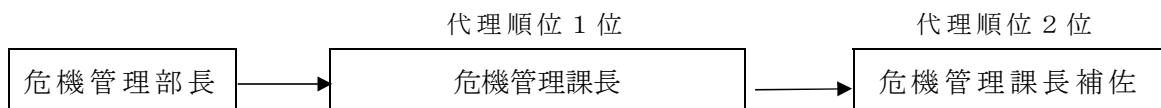
部名	班名	分掌事務
上下水道対策部	上下水道総務班 班長：上下水道総務課長	1. 対策部の庶務に関すること 2. 所属対策部員の招集に関すること 3. 対策部内事務及び国・県との連絡調整に関すること 4. 報道機関の対応に関すること 5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関すること 6. 上下水道対策本部の設置に関すること 7. 上下水道災害対策用品の調達・保管に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	外部調整班 班長：財務課長	1. 応援受け入れ計画・庶務に関すること 2. ボランティア受入の庶務に関すること 3. 市民からの問合せ対応に関すること 4. 断水広報に関すること 5. 上下水道災害復旧対策の予算に関すること
	現地広報班 班長：料金課長	1. 断水広報に関すること 2. 市民からの問合せ対応に関すること 3. 部内他班の応援に関すること
	応援窓口班 班長：給排水設備課長	1. 重要施設の状況収集・連絡に関すること 2. 応急給水応援隊の現地調整に関すること 3. ボランティアの現地調整に関すること
水道部	応急給水班 班長：水道整備課長	1. 上水道施設の被害状況の収集に関すること 2. 応急給水に関すること 3. 水道部の取りまとめに関すること
	水道管路班 班長：配水管理課長	1. 配水管による給水手段の確保に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
	浄水場班 班長：浄水課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 水質の試験に関すること
	営業所対策班 班長：営業所工務課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内他班の応援に関すること
下水道部	下水管路班 班長：下水道整備課長	1. 下水道施設の被害状況収集に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
	下水処理場班 班長：下水道施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること

(4) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

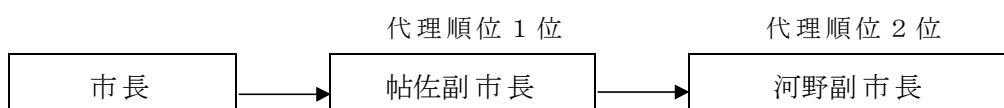
市は、市警戒本部及び市災対本部の設置後、災害応急活動に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

■市警戒本部の場合



■市災害対策本部の場合



3. 本部設置時の措置

本部が設置されたときは、次の措置を行う。

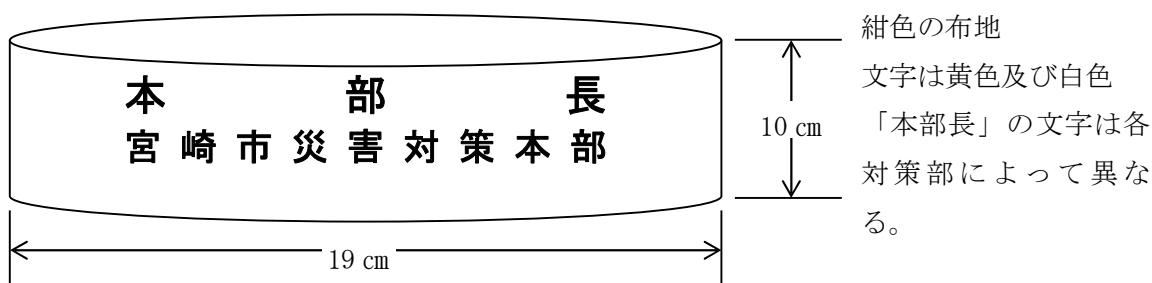
(1) 対策本部の標識等

市庁舎災対本部室前に「宮崎市災害対策本部」、支部玄関に「宮崎市災害対策本部○○支部」、現地災対本部前に「宮崎市現地災害対策本部」の標識を掲げる。

(2) 帽子、腕章

本部員は、防災服又は作業着、帽子、腕章を着用する。

■職員の腕章



4. 市災対本部機能の代替

あらかじめ定められた職員は、激甚な被害のため市災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応を実施し、緊急的な市災対本部機能の確保を図る。

■ 第2項 職員配備計画

1. 配備体制の確立

(1) 配備基準等

市は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、各本部等の設置基準、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意し、次の基準等に基づき配備体制を確立する。
なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

■配備体制

体制	配備区分	基準	活動内容
情報連絡本部	準予備配備	○宮崎県に津波注意報が発表されたとき	○災害関連情報の収集・伝達 ○災害時の応援準備
	予備配備	○宮崎県に津波注意報又は津波警報が発表されたとき	○災害関連情報の収集・伝達 ○市災対本部の設置に備えた連絡体制の確立
災害警戒本部	警戒配備	○宮崎県に津波警報が発表され、被害が予想されるとき ○宮崎県に大津波警報が発表されたとき	○災害関連情報の収集・伝達
災害対策本部	非常配備	○宮崎県に大津波警報が発表され、被害が予想されるとき ○地震又は津波によって局地的被害が発生したとき	○被害に対する応急活動 ○被災者への救援活動の実施
	特別非常配備	○津波によって、甚大な被害が発生したとき	○全職員による災害応急活動の実施
○準予備配備体制とは、災害種別、規模等に応じて危機管理課長（本部総括班長）から関係課（沿岸部を管轄する）に要請し、関係職員によってとる予備配備に準じる体制とする。			

(2) 配備体制の決定

配備体制は、次の方法により決定する。なお、夜間・休日の場合は、消防対策部が情報を収集し、本部総括班長に連絡したうえで次の方法により決定する。

■配備体制の決定

配備区分	決定者	代理決定者	備考
準予備配備 又は 予備配備	○危機管理課長 (本部統括班長)	○支部（地域センター）災害対策班長、支部（総合支所）地域市民福祉班長、支部（地域事務所）地域班長（地域内の状況から必要性を認めた場合は、危機管理課長と協議を行い、当該体制をとることができる）	○ただし、連絡をとるいとまがないときは、当該体制をとった後に、危機管理課長（本部統括班長）に事後報告を行う
準警戒配備 又は 警戒配備	○危機管理部長 (本部対策室副室長) 又は危機管理課長（本部統括班長）	○各支部長（地域内の状況から判断し、当該体制を危機管理部長又は危機管理課長に求めることができる）	
非常配備 又は 特別非常配備	○市長 (危機管理部長又は危機管理課長の助言のもと)		○ただし、連絡をとるいとまがないときは、危機管理部長又は危機管理課長が判断する

2. 職員の動員

(1) 動員の方法

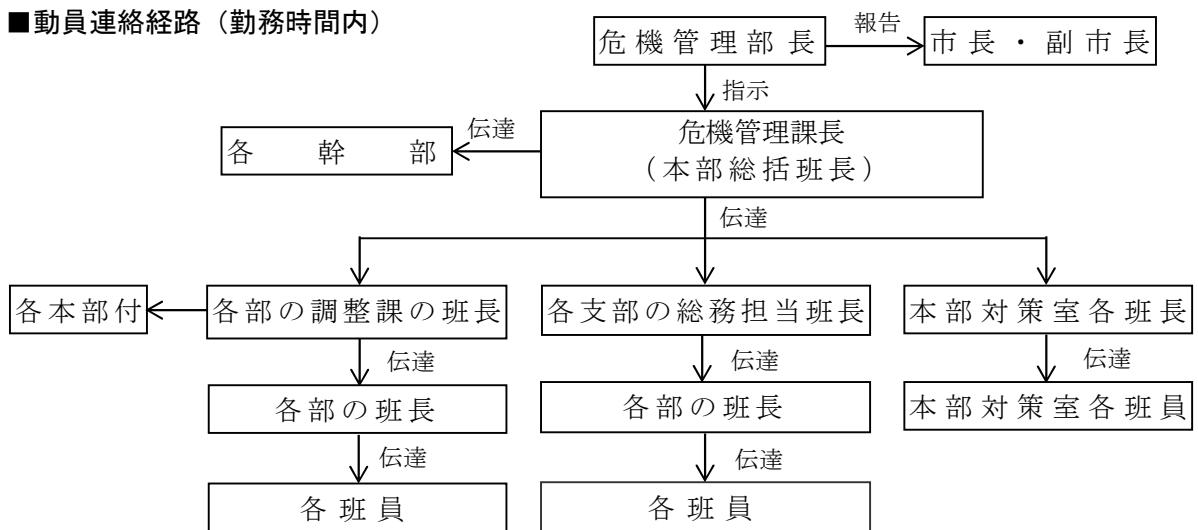
1) 勤務時間内

勤務時間内の動員の方法は次のとおりとする。なお、本部統括班長は、庁内メール等にて全職員に対し、本部設置と配備体制を伝達する。

■動員の流れ（勤務時間内）

- 危機管理部長は、地震・津波情報をもとに危機管理課長（本部統括班長）と協議のうえ、るべき配備体制を決定し、市長、副市長へ報告する。
- 本部統括班長は、各部長及び各調整課長に動員・配備を伝達する。
- 動員・配備の連絡を受けた調整課長は、部内の各課長を通じて各職員へ動員・配備を指示する。

■動員連絡経路（勤務時間内）



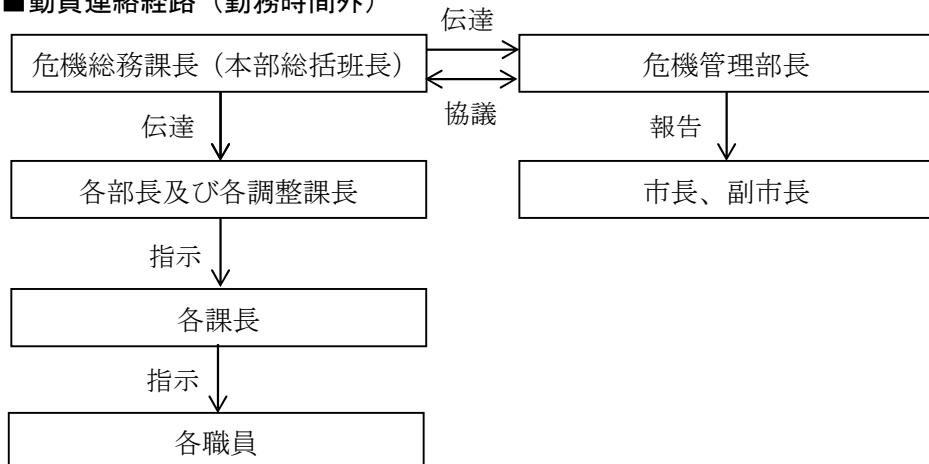
2) 勤務時間外（夜間及び休日）

勤務時間外（夜間及び休日）の動員の方法は次のとおりとする。なお、各部は、休日・夜間の連絡方法をあらかじめ決めておく。

■動員の流れ（勤務時間外）

- 地震・津波の連絡を受けた危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長へ情報伝達し、危機管理部長は、情報をもとに危機管理課長（本部総括班長）と協議のうえ、るべき配備体制を決定し、市長、副市長へ報告する。
- 本部総括班長は、各部長及び各調整課長に動員・配備を伝達する。
- 動員・配備の連絡を受けた調整課長は、部内の各課長を通じて各職員へ動員・配備を指示する。

■動員連絡経路（勤務時間外）



（2）自主参集基準

1) 自主参集の基準

職員は、夜間・休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす地震災害を覚知し又は被害の発生が予想される場合は、原則、配備体制の命令を待たずに、自らの判断で各自最

も適した交通手段で直ちに自主集合する。

2) 自主参集の場所

職員は、原則として所属する勤務場所に登庁する。ただし、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市施設に自主参集し、当該施設の所属長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

(3) 職員配備報告

各班は、所定様式の「職員配備記録簿」に職員配備状況をまとめ、本部総務班に提出する。

人事班は、「職員動員記録簿」を整理し、本部長に報告する。

資料編/6.様式/【活動体制】職員動員記録簿

(4) 各部等への職員配備

市災対本部の各部長等は、災害対策活動にあたり、班員が不足し、他の部からの職員派遣が必要な場合は、本部総括班長に文書で要請をしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後に提出することができる。

なお、災害対応業務は、他の業務に優先して行われるため、本部総括班長から職員派遣の要請を受けた各部長等は、これに応じなければならない。

(5) 動員人員

- 1) 配備体制別の動員人員は、「災害時配備職員名簿」に示すとおりである。ただし、各班長は部長及び本部総括班長と協議し、災害の種別、規模等に応じて動員人員を増減することができる。
- 2) 各班では、あらかじめ配備体制別に配備する要員の氏名・電話番号を明記した配備体制要員表を作成しておく。

(6) 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、自治会長等と連携して被害状況の収集等、所要の体制をとる。

(7) 職員安否確認

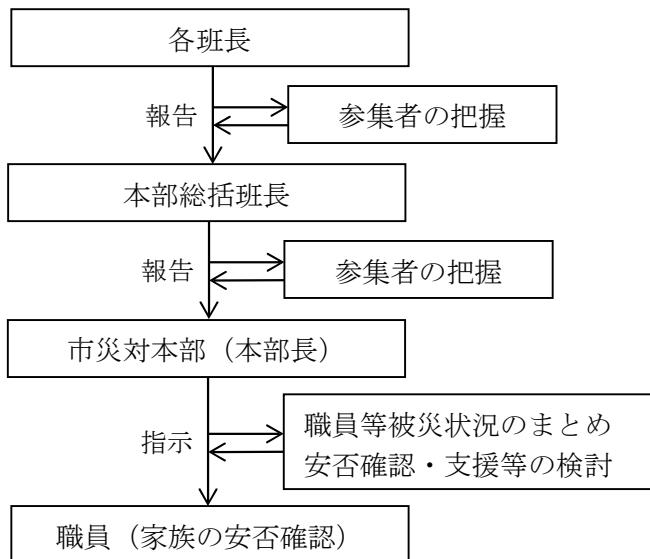
1) 勤務時間内

- ア 各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。
- イ 本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災対本部長に報告する。
- ウ 特に、被害（震度）の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。
- エ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

2) 勤務時間外

- ア 各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。
- イ 本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災対本部長に報告する。
- ウ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

■職員安否確認の流れ



* 勤務時間内の場合

3. 職員の服務

すべての職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守する。

■職員の服務基準

- 災害対応業務は、すべての業務に優先して行われるため、全職員が本部員であるとの自覚を持ち、配備についていない場合でも常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- 不急の行事、会議、出張等を中止し待機する。
- 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意をする。

■ 第3項 地震・津波時の初動体制・活動

勤務時間外（夜間・休日）に地震・津波が発生した場合は、全職員が動員されるまでに時間を要し、迅速に本部の体制を確立することは困難である。そこで、次のように所掌事務を定め、各部単位で優先順位の高いものから対応する。

1. 指揮・命令系統

指揮命令系統は、次のとおりとする。

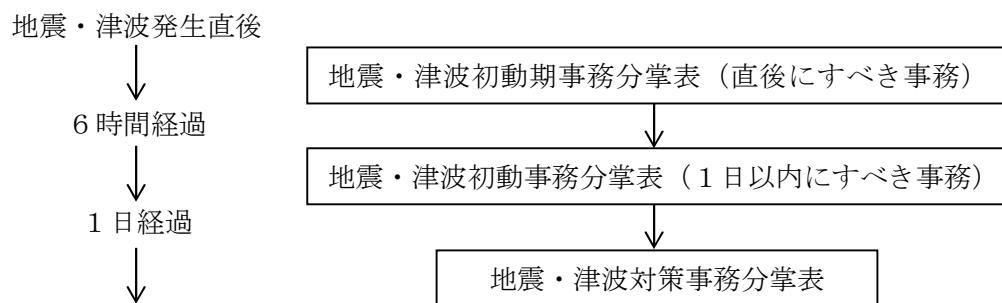
■指揮命令系統

勤務時間内	部長又は班長（通常の指揮系統）
勤務時間外	本部総括班又は各部内上位者

2. 初動活動

各部は、地震・津波発生直後から1日程度は「地震・津波初動期事務分掌表」に基づき、直後～6時間にすべき事務分掌、6時間～1日以内にすべき事務分掌の2段階で行う。参考職員が十分な数になった時点で、「地震・津波対策分掌事務表」に移行する。これらの切り替えは、各部長の判断で行う。

■初動対応の流れ



■地震・津波初動期事務分掌表（1/2）

部名	直後～6時間にすべき事務分掌	6時間～1日以内にすべき事務分掌
本部対策室	1. 災対本部の設置に関すること 2. 市内の被害情報の収集に関すること 3. 県、その他の防災関係機関からの地震情報・津波情報の収集及び伝達に関すること 4. 本部各部、各支部との連絡調整に関すること	1. 自衛隊の受入れ準備に関すること
支部	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
企画財政部	1. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 市民への広報活動に関すること 2. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 3. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
総務対策部	1. 重要書類の保管・搬出に関すること 2. 庁舎内の被害調査及び応急措置に関すること 3. 担当地区の被害調査に関すること	1. 職員への給食に関すること 2. 車両の確保に関すること 3. 燃料の確保に関すること 4. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 5. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
対税策部務	1. 担当地区の被害調査に関すること	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
対地域策振興部	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること	1. 応急食糧の確保、炊き出し用燃料資機材の確保に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
環境対策部	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 3. 担当地区の被害調査に関すること 4. 要配慮者の対応に関すること	1. 遺体の処理、安置に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること 3. 要配慮者の対応に関すること 4. 災害廃棄物の収集運搬や仮置場など災害廃棄物処理実行計画に関すること

■地震・津波初動期事務分掌表（2/2）

部名	直後～6時間にすべき事務分掌	6時間～1日以内にすべき事務分掌
子福健康福祉部	1. 保育所・幼稚園の避難及び応急措置に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 医師会・医療機関への連絡に関すること 4. 救護所開設に関すること	1. 生活必需品等の確保に関すること 2. 救援物資の受入れ準備に関すること 3. 医薬品・資機材の確保に関すること 4. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 5. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること 6. 救護所における救護活動及び救護活動に係る医療機関との連絡調整に関すること 7. 要配慮者支援に関すること
農政対策部	1. 港湾施設、船舶等に対する津波からの避難連絡に関すること 2. 貯木場への津波避難の連絡に関すること 3. 港湾施設等の被害調査に関すること 4. 農業用施設の被害調査及び応急措置に関すること 5. 農林水産業施設の被害調査及び応急措置に関すること 6. 応急食糧の調達に関すること	1. 港湾施設等の被害調査に関すること 2. 海上輸送の準備に関すること
対策観光商工部	1. 観光施設等の被害調査に関すること 2. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること	
対策建設部	1. 堤防、河川、樋門、水門、潜水、橋等土木施設の点検に関すること 2. 交通規制に関すること	1. 緊急輸送路の確保に関すること
都市整備対策部	1. 一時避難場所となる公園の点検に関すること 2. 一時避難場所となる公園の確保及び避難誘導に関すること 3. 被災建物の危険度判定に関すること 4. 宅地被害調査に関すること 5. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること 2. 被災建築物の災害対策・指導に関すること 3. 被災建物の危険度判定に関すること 4. 宅地被害調査に関すること
対教対策部育	1. 児童・生徒の避難誘導に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること 3. 緊急物資の受入れ準備に関すること
議会対策事務局	1. 重要書類の保管・搬出に関すること 2. 本部対策室との連絡調整に関すること 3. 議会災害対策連絡会議に関すること 4. 各部の応援に関すること	
対策消防部	1. 消防計画による	
対策上下水道部	1. 水道施設の被害調査及び応急措置に関すること 2. 下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること	1. 応急給水に関すること 2. 給水用資機材の確保に関すること

第2節 水防計画

■ 第1項 水防計画

本項目については【風水害対策編 第3章 第3節 第1項水防計画】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、次の対策を講じる。

特に、大津波警報等発令時や津波襲来時における水門等の操作については、「対応指針」や「操作要領」に基づき津波発生時における水門等を操作する者の安全を確実に確保し、津波が到達するまでに迅速・確実に水門等の閉鎖を行う。

ただし、水門等の閉鎖により、内水被害などが発生するおそれのある場合は、状況に応じた操作を実施する。

■円滑な避難の確保等のために講じる措置

- 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 津波からの避難誘導
- 土嚢等による応急浸水対策
- 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- 救助・救急
- 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- 水防活動に従事する者の安全の確保
- 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- 水防資機材の点検、整備、配備

第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害情報の収集・伝達 1. 津波警報等・津波情報・津波予報の発表 2. 津波情報の収集・伝達 3. 職員参集時の災害情報の収集・報告	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 電話受付班 <input type="checkbox"/> 建設対策部 <input type="checkbox"/> 都市整備対策部 <input type="checkbox"/> 農政対策部 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 各班
第2項 被害状況の調査・伝達	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第3項 被害情報の報告	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 各班
第4項 通信手段の確保	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)

■ 第1項 災害情報の収集・伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第1節 第1項気象情報等の収集・伝達】、【風水害対策編 第3章 第4節 第1項災害情報の収集・伝達】を参照する。

ただし、地震・津波災害を考慮し、次の対策を講じる。

1. 津波警報等・津波情報・津波予報の発表

気象庁は、日本の沿岸を66の津波予報区に分け、津波警報等を発表する。

宮崎県沿岸は津波予報区「宮崎県」として発表され、宮崎地方気象台を経由し県、関係機関、市町村、住民へと伝達される。

■津波予報区

津波予報区	区域
宮崎県	宮崎県

(1) 津波警報等・津波情報・津波予報の発表・解除とその基準

宮崎県の警報、注意報の発表及び解除と津波予報の発表は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。気象庁は、気象業務法に基づき、津波警報等・津波情報・津波予報の発表及び解除を行う。津波警報等・津波情報・津波予報の種類及び発表基準等は次のとおりである。

■津波警報等・津波情報・津波予報の種類及び発表基準等

種類	発表基準
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1m超え、3m以下の場合
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
津波情報	津波警報等が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表
津波予報	地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合

(2) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

■津波の高さの発表の考え方

- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。
- ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注) 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

■津波情報の種類と発表内容

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（*1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（*2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注) 津波情報の留意事項等

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

■沿岸・沖合の津波観測に関する情報の発表内容

種類	発表内容
津波観測に関する情報の発表内容について（*1）	<p>○沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。</p> <p>○最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>

種類	発表内容		
■最大波の観測値の発表内容（沿岸で観測された津波）			
	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
	大津波警報	観測された津波の高さ $>1\text{m}$	数値で発表
		観測された津波の高さ $\leq 1\text{m}$	「観測中」と発表
	津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{m}$	数値で発表
		観測された津波の高さ $< 0.2\text{m}$	「観測中」と発表
	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
沖合の津波観測に関する情報の発表内容について (*2)	<p>○沖合で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>○最大波の観測値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>○ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</p>		
■最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）			
	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>3\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
		沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
		沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

種類	発表内容		
■沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準			
全国の警報等の発表状況		発表基準	発表内容
いざれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中		より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
上記以外			沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中		(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

(4) 津波予報

気象庁は、津波発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

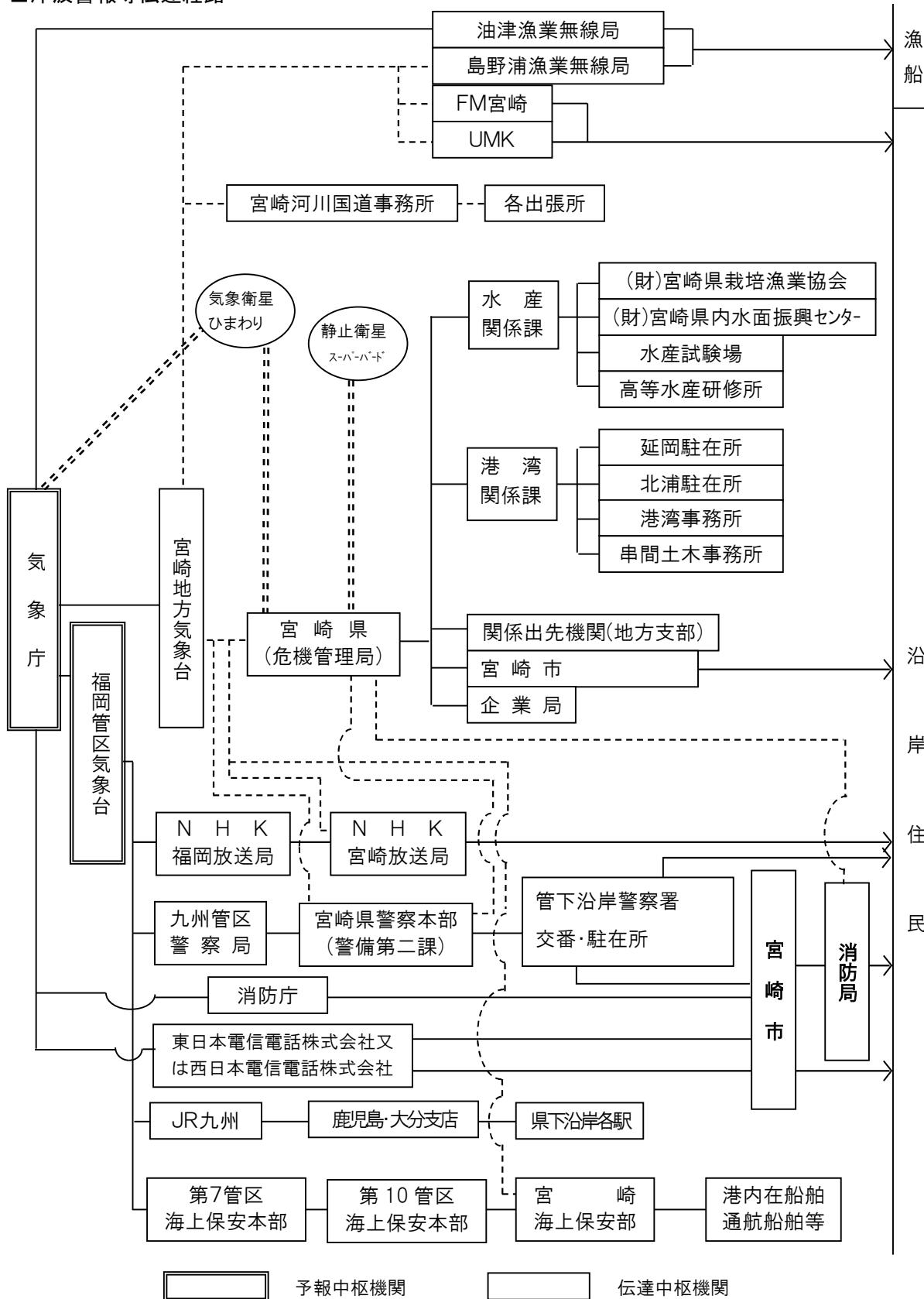
■津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のための被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 津波警報等伝達経路

津波の警報・注意報は、危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないため、関係機関は次の津波警報等・津波情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確に伝達する。

■津波警報等伝達経路



2. 津波情報の収集・伝達

(1) 津波情報の収集

1) 津波の監視

消防対策部は、地震発生後津波注意報又は警報の発表以前に津波が来襲する場合に備え、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき等には、安全が確認されるまで「宮崎市消防計画」（消防機関の行う津波への初動体制について）に基づき、消防団と協力して安全な場所で津波の監視を行う。

このとき、何らかの異常が認められた場合は、無線等で本部に連絡する。

なお、津波警報が発表された場合は、海岸部からすみやかに避難する。

2) 報道機関からの収集

情報分析班は、地震が発生した後、テレビ・ラジオ放送を聴取して、情報の収集に努める。

(2) 津波情報の伝達

広報班及び本部総括班は、津波警報等について次の措置を講じる。

■情報の伝達先・内容

- 気象庁から津波警報等が発表された場合、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示の措置を行う。
- 防災行政無線等を活用してその区域内の居住者、公私の団体（以下、「居住者等」という。）及びその区域内に一時滞在する観光客、釣り客、ドライバー等（以下、「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達する。
- 予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等に、退避等のとるべき措置等を伝達する。

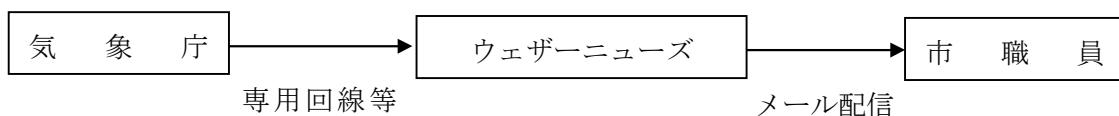
■病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する関係施設への対応

- 津波警報等の情報を受信した場合、不特定かつ多数の者が出入する施設の患者、観客、顧客、宿泊者その他の者（以下、「顧客等」という。）に対し、津波警報等の内容を広報し、避難指示の措置を行う。
- 顧客等が適切な避難行動が行えるよう避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。

1) 防災情報メール配信システムによる伝達

地震・津波情報は、防災情報メール配信システムを利用し、市職員及び関係機関に自動的に伝達する。

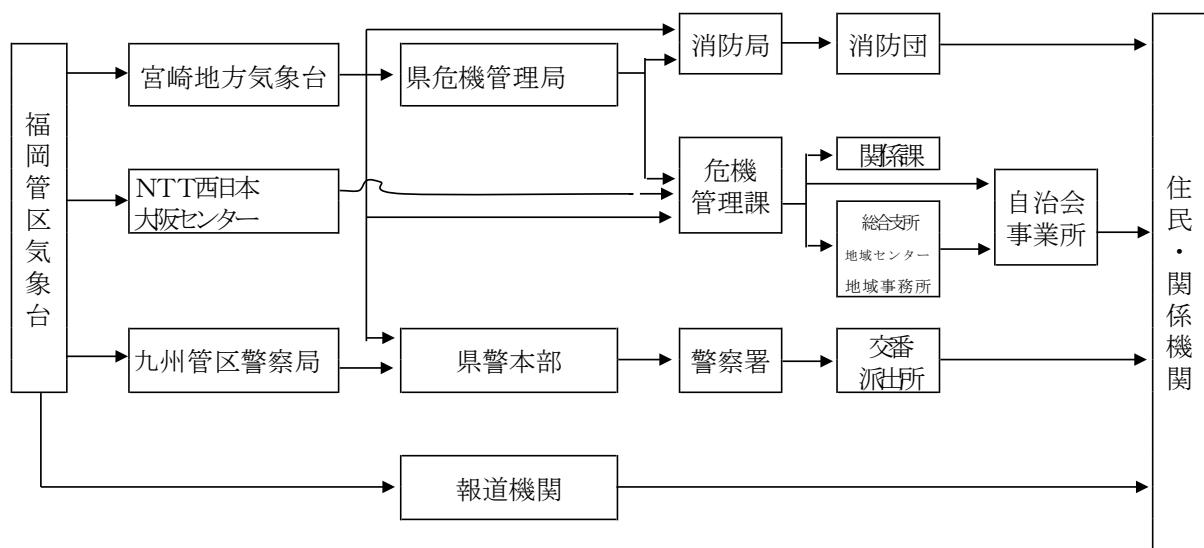
■職員参集の伝達経路



2) 有線による伝達

地震・津波情報は、衛星通信による伝達以外に、次の経路にて市職員、関係機関、住民に伝達する。

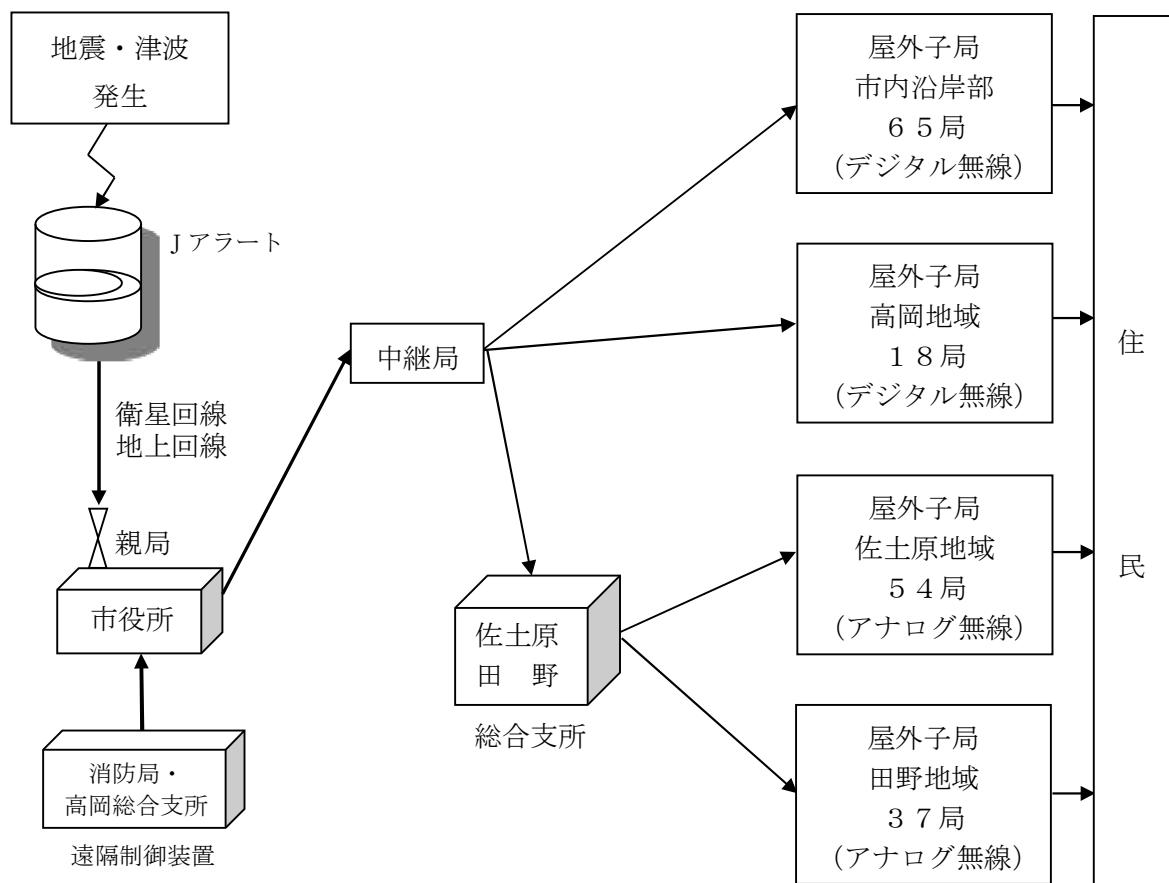
■有線による情報伝達経路

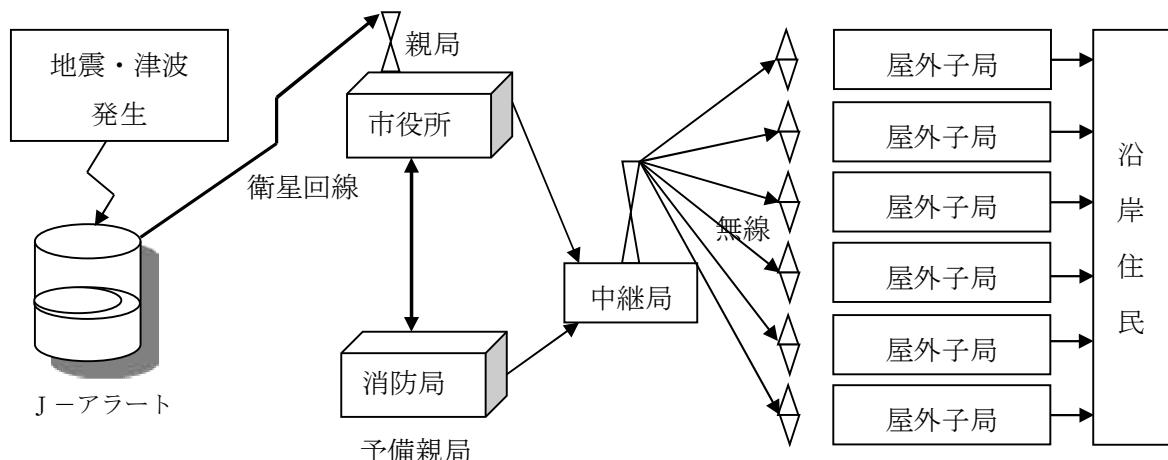


3) 宮崎市防災行政無線による伝達

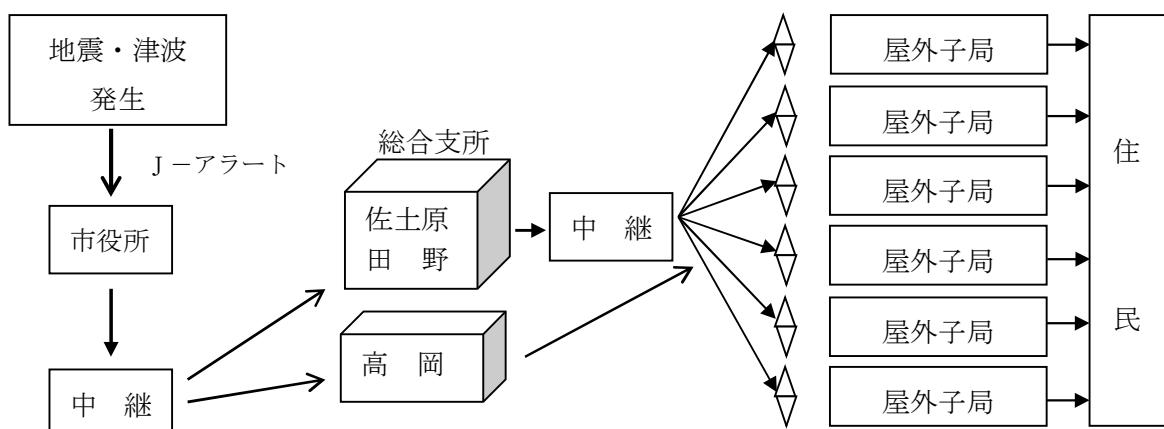
大きな揺れの地震を感じた場合は、海岸線付近の住民等に対し、宮崎市同報系防災行政無線システム（J－アラート連動）により津波情報や避難避難指示を電子サイレンと音声により即時伝達する。

■宮崎市同報系防災行政無線による伝達経路





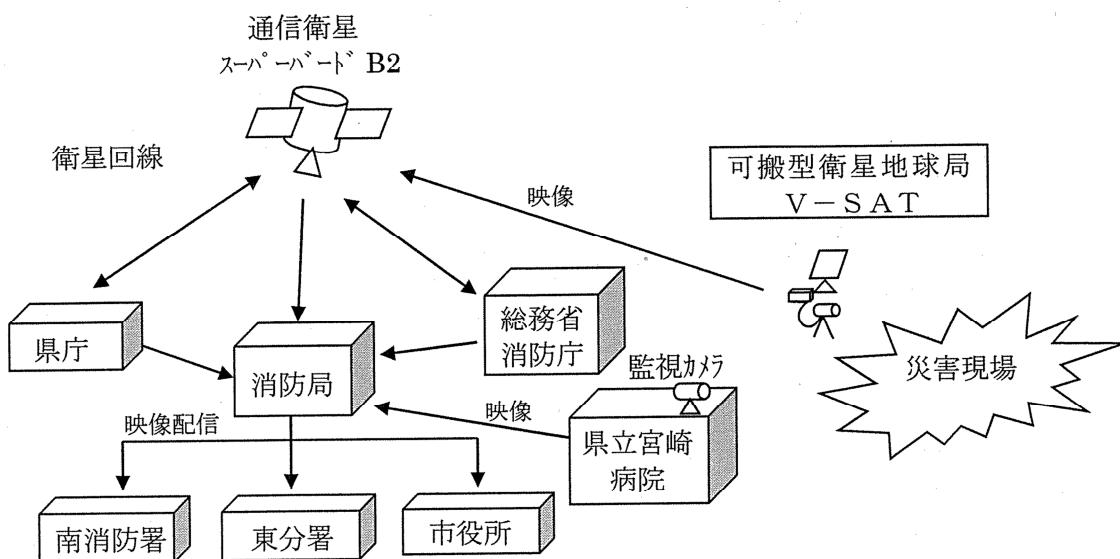
■宮崎市同報系防災行政無線による伝達経路（佐土原・田野・高岡町域）



4) 画像伝送システムによる伝達

有線回線・衛星通信による消防庁及び他都市等への応援要請の他に、映像を送信し被害状況を伝達する。

■宮崎市画像伝送システム映像送信経路



3. 職員参集時の災害情報の収集・報告

本部に参集する職員は、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集途中の状況を所属する班単位に地震被害概況報告書にまとめ、情報分析班又は本部総務班に報告する。

ただし、緊急を要する情報は、直接、本部総括班に報告する。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】地震被害概況報告書

■ 第2項 被害状況の調査・伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第2項被害状況の調査・伝達】を参照する。

■ 第3項 被害情報の報告

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第3項被害情報の報告】を参照する。

■ 第4項 通信手段の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第4項通信手段の確保】を参照する。

第4節 災害広報活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 住民に対する広報活動	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班
第2項 報道機関に対する広報要請	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班

■ 第1項 住民に対する広報活動

本項目については【風水害対策編 第3章 第5節 第1項住民に対する広報活動】、【地震災害対策編 第3章 第3節 第1項住民に対する広報活動】を参照する。

■ 第2項 報道機関に対する広報要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第5節 第2項報道機関に対する広報要請】を参照する。

第5節 応援要請・受入れ

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第3項 他市町村への応援の実施	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第4項 協定に基づく応援派遣要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第7項 緊急消防援助隊等の応援要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部

■ 第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第1項自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保】を参照する。

■ 第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第2項県・市町村間等の応援要請・受入れ】を参照する。

■ 第3項 他市町村への応援の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第3項他市町村への応援の実施】を参照する。

■ 第4項 協定に基づく応援派遣要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第4項協定に基づく応援派遣要請】を参照する。

■ 第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第5項指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請】を参照する。

■ 第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第6項防災救急ヘリコプターの応援要請】を参照する。

■ 第7項 緊急消防援助隊等の応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第7項緊急消防援助隊等の応援要請】を参照する。

第6節 避難収容活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 避難に関する情報の伝達	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）支部総務班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班
第2項 警戒区域の設定	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第3項 避難誘導の実施	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 管財班
第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 施設管理者 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）避難対策班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班 <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班
第5項 要配慮者への配慮	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）避難対策班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班 <input type="checkbox"/> 秘書班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 施設管理者

■ 第1項 避難に関する情報の伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第1項避難に関する情報の伝達】、【地震災害対策編 第3章 第5節 第1項避難に関する情報の伝達】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、避難指示の基準は次のとおりとする。

■津波の場合の発令基準

区分	判断基準	伝達内容
避難指示	<input type="radio"/> 津波警報が発せられ、被害が想定されるとき <input type="radio"/> その他人命保護上、避難を要すると認められるとき	<input type="radio"/> 発令者 <input type="radio"/> 避難すべき理由 <input type="radio"/> 危険地域 <input type="radio"/> 指定避難所 <input type="radio"/> 必要に応じて避難経路 <input type="radio"/> 避難後の当局の指示連絡等 <input type="radio"/> その他事項

■ 第2項 警戒区域の設定

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第2項警戒区域の設定】を参照する。

■ 第3項 避難誘導の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第3項避難誘導の実施】を参照する。
ただし、津波災害を考慮し、次の対策等を講じる。

■ 海浜部における避難の方法

- 津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。
- 津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する。

■ 観光客等の避難誘導等

- 船舶、列車等の乗客や駅、港湾に滞在する観光客・通行者等には、津波警報等の内容を広報し、避難誘導等、避難指示の措置を行う。
- 特に、観光客等への伝達を徹底するとともに、観光施設の管理者、県土木事務所及び警察等との連携を密にし、当該地域からの退去、地域への立ち入り制限等を実施する。

■ 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営】を参照する。

■ 第5項 要配慮者への配慮

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第5項要配慮者への配慮】を参照する。

第7節 救助・救急及び消火活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 救助・救急活動	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 消防計画	<input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部総括班

■ 第1項 救助・救急活動

本項目については【風水害対策編 第3章 第8節 第1項救助・救急活動】、【地震災害対策編 第3章 第6節 第1項救助・救急活動】を参照する。

■ 第2項 消防計画

本項目については【風水害対策編 第3章 第8節 第2項消防計画】、【地震災害対策編 第3章 第6節 第2項消防計画】を参照する。

第8節 医療救護活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 医療体制	<input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 親子保健班
第2項 搬送体制の確保	<input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第3項 医療情報の確保	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 保健医療班
第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策	<input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 消防対策部

■ 第1項 医療体制

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第1項医療体制】を参照する。

■ 第2項 搬送体制の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第2項搬送体制の確保】を参照する。

■ 第3項 医療情報の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第3項医療情報の確保】を参照する。

■ 第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第4項集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策】を参照する。

第9節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 交通規制の実施	<input type="checkbox"/> 道路維持班
第2項 緊急輸送道路の確保	<input type="checkbox"/> 道路維持班
第3項 緊急輸送	<input type="checkbox"/> 各班
第4項 車両等の確保	<input type="checkbox"/> 輸送班
第5項 航空輸送・ヘリポートの開設	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> スポーツランド推進班
第6項 鉄道輸送	<input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 都市戦略班
第7項 海上輸送	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 都市戦略班

■ 第1項 交通規制の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第1項交通規制の実施】を参照する。

■ 第2項 緊急輸送道路の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第2項緊急輸送道路の確保】を参照する。

■ 第3項 緊急輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第3項緊急輸送】を参照する。

■ 第4項 車両等の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第4項車両等の確保】を参照する。

■ 第5項 航空輸送・ヘリポートの開設

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第5項航空輸送・ヘリポートの開設】を参照する。

■ 第6項 鉄道輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第6項鉄道輸送】を参照する。

■ 第7項 海上輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第7項海上輸送】を参照する。

第10節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 食糧供給計画	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 市場班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 保健給食班
第2項 給水計画	<input type="checkbox"/> 上下水道対策部 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 環境指導班 <input type="checkbox"/> 本部総括班
第3項 生活必需品等供給対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班

■ 第1項 食糧供給計画

本項目については【地震災害対策編 第3章 第9節 第1項食糧供給計画】を参照する。

■ 第2項 給水計画

本項目については【地震災害対策編 第3章 第9節 第2項給水計画】を参照する。

■ 第3項 生活必需品等供給対策

本項目については【地震災害対策編 第3章 第9節 第3項生活必需品等供給対策】を参照する。

第11節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 防疫・保健衛生対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 防疫班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第2項 衛生対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班
第3項 被災動物対策	<input type="checkbox"/> 保健衛生班
第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 環境施設班 <input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 環境業務班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第5項 障害物除去対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建築住宅班 <input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 道路維持班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策部 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班 <input type="checkbox"/> 環境施設班
第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	<input type="checkbox"/> 環境指導班 <input type="checkbox"/> 建築行政班

■ 第1項 防疫・保健衛生対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第1項防疫・保健衛生対策】を参照する。

■ 第2項 衛生対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第2項衛生対策】を参照する。

■ 第3項 被災動物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第3項被災動物対策】を参照する。

■ 第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第4項し尿、ごみ、がれきの処理対策】、
【地震災害対策編 第3章 第10節 第4項し尿、ごみ、がれきの処理対策】を参照する。

■ 第5項 障害物除去対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第5項障害物除去対策】を参照する。

■ 第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第6項被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策】を参照する。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 行方不明者の搜索	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 支部 (総合支所) 地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部 (地域センター) 支部総務班 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティー班 <input type="checkbox"/> 支部 (地域事務所) 地域班 <input type="checkbox"/> 環境政策班
第2項 遺体収容所の開設と運営	<input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部
第3項 遺体の火葬・埋葬	<input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 市民班

■ 第1項 行方不明者の搜索

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第1項行方不明者の搜索】を参照する。

■ 第2項 遺体収容所の開設と運営

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第2項遺体収容所の開設と運営】を参照する。

■ 第3項 遺体の火葬・埋葬

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第3項遺体の火葬・埋葬】を参照する。

第13節 応急住宅対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災建築物等の危険度判定	<input type="checkbox"/> 建築行政班 <input type="checkbox"/> 開発審査班
第2項 住宅の応急修理	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建築住宅班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部
第3項 応急仮設住宅の建設	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建築住宅班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ班
第4項 公的住宅等の空き家の活用	<input type="checkbox"/> 建築住宅班
第5項 広域避難及び広域一時滞在	<input type="checkbox"/> 本部総括班

■ 第1項 被災建築物等の危険度判定

本項目については【地震災害対策編 第3章 第12節 第1項被災建築物等の危険度判定】を参照する。

■ 第2項 住宅の応急修理

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第2項住宅の応急修理】を参照する。

■ 第3項 応急仮設住宅の建設

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第3項応急仮設住宅の建設】を参照する。

■ 第4項 公的住宅等の空き家の活用

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第4項公的住宅等の空き家の活用】を参照する。

■ 第5項 広域避難及び広域一時滞在

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第5項広域避難及び広域一時滞在】を参照する。

第14節 社会秩序の維持

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 公安警備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 警察署
第2項 帰宅困難者対策	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班

■ 第1項 公安警備計画

本項目については【風水害対策編 第3章 第15節 第1項公安警備計画】を参照する。

■ 第2項 帰宅困難者対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第15節 第2項帰宅困難者対策】を参照する。

第15節 被災者のニーズ把握と情報提供

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 健康管理対策部 <input type="checkbox"/> 秘書班 <input type="checkbox"/> 各支部
第2項 相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第3項 安否情報の収集・提供	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 各支部

■ 第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供 ■

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第1項被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供】を参照する。

■ 第2項 相談窓口の設置 ■

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第2項相談窓口の設置】を参照する。

■ 第3項 安否情報の収集・提供 ■

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第3項安否情報の収集・提供】を参照する。

第16節 自発的支援の受入れ

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 ボランティア活動の受入れ	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 文化・市民活動班 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）支部総務班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班
第2項 義援物資・義援金の受入れ	<input type="checkbox"/> 財政班

■ 第1項 ボランティア活動の受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第17節 第1項ボランティア活動の受入れ】を参考する。

■ 第2項 義援物資・義援金の受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第17節 第2項義援物資・義援金の受入れ】を参考する。

第17節 公共施設等の応急復旧活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 道路・橋梁	<input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 道路維持班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第2項 河川・内排水施設	<input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第3項 その他の公共施設	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第4項 二次災害の防止	<input type="checkbox"/> 建築行政班 <input type="checkbox"/> 各班 <input type="checkbox"/> 施設管理者

■ 第1項 道路・橋梁

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第1項道路・橋梁】を参照する。

■ 第2項 河川・内排水施設

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第2項河川・内排水施設】を参照する。

■ 第3項 その他の公共施設

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第3項その他の公共施設】を参照する。

■ 第4項 二次災害の防止

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第4項二次災害の防止】を参照する。

第18節 ライフライン施設の応急復旧活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 上水道施設災害対策	<input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第2項 下水道施設災害対策	<input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策	<input type="checkbox"/> 宮崎ガス(株) <input type="checkbox"/> 九州電力(株) <input type="checkbox"/> 九州電力送配電(株) <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)

■ 第1項 上水道施設災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第1項上水道施設災害対策】を参照する。

■ 第2項 下水道施設災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第2項下水道施設災害対策】、【地震災害対策編 第3章 第17節 第2項下水道施設災害対策】を参照する。

■ 第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第3項ガス、電力、通信施設の災害対策】を参照する。

第19節 文教対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 応急教育	<input type="checkbox"/> 教委企画総務班 <input type="checkbox"/> 学校教育班 <input type="checkbox"/> 保健給食班 <input type="checkbox"/> 学校施設班
第2項 応急保育	<input type="checkbox"/> 保育幼稚園班
第3項 文化財応急対策	<input type="checkbox"/> 文化財班

■ 第1項 応急教育

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第1項応急教育】を参照する。

■ 第2項 応急保育

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第2項応急保育】を参照する。

■ 第3項 文化財応急対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第3項文化財応急対策】を参照する。

第20節 農林水産災害応急対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 事前及び事後対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 農村整備班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第2項 農業用施設等応急対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 農村整備班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第3項 農産物対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第4項 畜産対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第5項 林産物対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第6項 水産対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班

■ 第1項 事前及び事後対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第1項事前及び事後対策】を参照する。

■ 第2項 農業用施設等応急対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第2項農業用施設等応急対策】を参照する。

■ 第3項 農産物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第3項農産物対策】を参照する。

■ 第4項 畜産対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第4項畜産対策】を参照する。

■ 第5項 林産物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第5項林産物対策】を参照する。

■ 第6項 水産対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第6項水産対策】を参照する。

第21節 災害救助法の適用

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害救助法の適用	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班
第2項 滅失世帯の算定	<input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 建築行政班
第3項 災害救助法の適用手続き	<input type="checkbox"/> 福祉総務班
第4項 災害救助法による救助の内容等	<input type="checkbox"/> 各班
第5項 救助業務の実施者	<input type="checkbox"/> 各班

■ 第1項 災害救助法の適用

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第1項災害救助法の適用】を参照する。

■ 第2項 滅失世帯の算定

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第2項滅失世帯の算定】を参照する。

■ 第3項 災害救助法の適用手続き

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第3項災害救助法の適用手続き】を参照する。

■ 第4項 災害救助法による救助の内容等

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第4項災害救助法による救助の内容等】を参照する。

■ 第5項 救助業務の実施者

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第5項救助業務の実施者】を参照する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧対策本部の設置

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害復旧対策本部組織計画	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部
第2項 職員配備計画	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部

■ 第1項 災害復旧対策本部組織計画

本項目については【風水害対策編 第4章 第1節 第1項災害復旧対策本部組織計画】を参照する。

■ 第2項 職員配備計画

本項目については【風水害対策編 第4章 第1節 第2項職員配備計画】を参照する。

第2節 復旧・復興の基本的方向

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 復旧・復興の基本的方向	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 被災の程度に応じた基本的方向	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部

■ 第1項 復旧・復興の基本的方向

本項目については【風水害対策編 第4章 第2節 第1項復旧・復興の基本的方向】を参照する。

■ 第2項 被災の程度に応じた基本的方向

本項目については【風水害対策編 第4章 第2節 第2項被災の程度に応じた基本的方向】を参照する。

第3節 迅速な現状復旧の進め方

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 公共施設災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第3項 激甚災害の指定	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部

■ 第1項 公共施設災害復旧事業計画

本項目については【風水害対策編 第4章 第3節 第1項公共施設災害復旧事業計画】を参考する。

■ 第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

本項目については【風水害対策編 第4章 第3節 第2項災害復旧事業に伴う財政援助】を参考する。

■ 第3項 激甚災害の指定

本項目については【風水害対策編 第4章 第3節 第3項激甚災害の指定】を参考する。

第4節 計画的復興の進め方

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害復興方針・計画の策定	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 災害復興事業の実施	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 都市整備対策部

■ 第1項 災害復興方針・計画の策定

本項目については【風水害対策編 第4章 第4節 第1項災害復興方針・計画の策定】を参照する。

■ 第2項 災害復興事業の実施

本項目については【風水害対策編 第4章 第4節 第2項災害復興事業の実施】を参照する。

第5節 被災者の生活再建等の支援

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 商業政策班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 罹災証明書の発行	<input type="checkbox"/> 災害復旧総務班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所） 地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター） <input type="checkbox"/> 支部総務班
第3項 生活確保資金の融資等	<input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 建築行政班
第4項 税対策等による被災者の負担の軽減	<input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 税務対策部
第5項 雇用の確保	<input type="checkbox"/> 本部対策室
第6項 災害復興基金の設立	

■ 第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第1項被災者への広報及び相談窓口の設置】を参照する。

■ 第2項 罹災証明書の発行

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第2項罹災証明書の発行】を参照する。

■ 第3項 生活確保資金の融資等

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第3項生活確保資金の融資等】を参照する。

■ 第4項 税対策等による被災者の負担の軽減

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第4項税対策等による被災者の負担の軽減】を参照する。

■ 第5項 雇用の確保

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第5項雇用の確保】を参照する。

■ 第6項 災害復興基金の設立

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第6項災害復興基金の設立】を参照する。

第6節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 中小企業等の復興支援	<input type="checkbox"/> 農政対策部 <input type="checkbox"/> 観光商工対策部
第2項 農林水産漁業の復興支援	<input type="checkbox"/> 農政対策部 <input type="checkbox"/> 観光商工対策部

■ 第1項 中小企業等の復興支援

本項目については【風水害対策編 第4章 第6節 第1項中小企業等の復興支援】を参照する。

■ 第2項 農林水産漁業の復興支援

本項目については【風水害対策編 第4章 第6節 第2項農林水産漁業の復興支援】を参照する。

